

京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』第十四翻刻・校注

佐野誠子・佐々木聡

はしがき

『天地瑞祥志』は、唐代、薩守真による天文を中心とした専門類書であり、日本にのみ残された佚存書である。二〇一一年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会（代表・水口幹記）を立ち上げ、輪読会を行ってきた。このたび、第一の翻刻・校注を『藤女子大学国文学雑誌』九三号（二〇一五年十一月）に、そして、第十四の翻刻・校注を本『名古屋大學中國語學文學論集』に掲載することとなった。『天地瑞祥志』についての詳細な解説は、『藤女子大学国文学雑誌』掲載の水口幹記による序を参照されたい。

この第十四の翻刻・校注は佐野誠子と佐々木聡が担当したが、この成果は決して二人だけの手になるものではなく、研

究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。

最後に、本書の翻刻を許可して下さった京都大学人文科学研究所と同研究所の武田時昌教授に記して謝意を示したい。

凡例

原文

一、底本には京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』を用いる。

一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を図り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に01、02、……と番号を付して①に記した。

一、底本は抄本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。

一、底本の双行注（割り注）は山括弧◇に入れて示し、欠字は□で示している。

一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊経閣文庫所蔵『天地瑞祥志』（以下「尊経閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右旁に「二」「三」……と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、抄本に頻見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。

一、尊経閣本との校合は、尊経閣に於いて該本を実見し、紙焼き本を購入している『天地瑞祥志』研究会代表の水口幹記が行った。

校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と「日」、「亅」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だ

しく相異なる場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を丸括弧○に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊経閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項が有れば②の文末に注記した。

訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

注釈

一、関連資料は③に（一）（二）……と付し、④に書名、篇名を提示した。

一、『天地瑞祥志』本文中の「守日」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。

※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピューター処理の可能な限り努めたが、最終的な判断は担当者に一任した。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によって異なるため、各巻の注釈の体裁も、各担当者に一任している。

翻刻・校注

小篇目

01 ①

天地瑞祥志第十四

音聲 童謡 妖言 草俗 神 鬼 魂魄 物精

01 ②

天地瑞祥志第十四

音聲 童謡 妖言 革俗 神 鬼 魂魄 物精

01 ③

『天地瑞祥志』第十四

音聲 童謡 妖言 革俗 神 鬼 魂魄 物精

一、音聲（十三、妖言）

【概要】本項目は、『漢書』五行志にみえる洪範『五行伝』を引用したのち、脱落をみせる。03の文は途中からはじまっており、妖言の内容と考えられる。つまり、二番目の童謡の記事はすべて失われてしまったこととなる。（佐野誠子）

01 ①

音聲〈蔭金反聖呈反〉

洪範五行傳曰聽之不聰是謂不謀時則有鼓

01 ②

音聲〈蔭金反。聖呈反。〉

『洪範五行傳』曰、「聽之不聰、是謂不謀。時則有鼓妖。」

01 ③

音聲〈蔭金の反。聖呈の反。〉

洪範『五行傳』に曰く、「^(一)聽之不聰、是を不謀と謂ふ。時に則ち鼓妖有り。」と。

01 ④

(一)『漢書』卷二七中之下、五行志中之下にみえる。

02 ①

色而膽周武之王也。帝王之運、王霸會於成、主周兵金者、晉行本燒鐵以療疾者、言必去其類、而來與金令德共除蟲害也。案中興之際、大將軍本以腹心受伊呂之任、有異謀、是以下逆上、腹心內爛也。及錢鳳況家等逆兵四合、而為王師所挫、踰月而不能濟水。北中郎劉遐及淮陵內史蘇峻、率淮・泗之衆、以救朝廷。故其謠言、首作於庭卒、以弱制強、罪人授首、是用白犬膽可救之効也。□□海西時、庾暉四五年中、憚為挽歌、自搖大鈴、為唱、左右和齊。又燕會、輒令倡妓、作新安人歌、離別之辭、其聲悲切。時人怪之。後亦果敗。泰元中、小兒以兩鐵相打於土

02②

……白者金色、而膽用武之主也。帝王之運、王霸會於成、戍主用兵。金者晉行。火燒鐵以療疾者、言必去其類而來。火與金合德、共除蟲害也。案中興(中)之際、大將軍本以腹心受伊・呂之任、有異謀。是以下逆上、腹心內爛也。及錢鳳・沈充等、逆兵四合、而為王師所挫、踰月而不能濟水。北中郎劉遐及淮陵內史蘇峻、率淮・泗之衆、以救朝廷。故其謠言、首作於淮・泗也。朝廷卒以弱制強、罪人授首。是用白犬膽可救之効也。□□海西公時、庾暉四五年中、喜為挽歌。自搖大鈴為唱、使左右和齊。又燕會、輒令倡妓、作新安人歌、離別之辭、其聲悲切。時人怪之。後亦果敗。泰元中、小兒以兩鐵相打於土

中。名曰鬪族。後王國寶、王孝伯一姓之中、自相攻擊。」

02③

……白は金色、膽は武を用ひて之^{つかき}主^{つかき}なるなり。帝王の運、王の霸戍に會し、戍は兵を用ふるを主^{つかき}どる。金は晉の行、火鐵を燒きて以て疾を療するは、言ふところは必ず其の類を去りて來たる。火と金と德を合し、共に蟲害を除くなり。案ずるに中興の際、大將軍本より腹心を以て伊・呂の任を受け、異謀有り。是れ下を以て上に逆ひ、腹心内に爛^たるるなり。錢鳳・沈充等の、逆兵四合するに及び、王師の挫く所と爲り、月を踰えて水を濟る能はず。北中郎の劉遐及び淮陵內史の蘇峻、淮・泗の衆を率ゐ、以て朝廷を救ふ。故に其の謠言、首^はめ淮・泗に作るなり。朝廷卒に弱を以て強を制し、罪人首を授く。是れ白犬の膽を用ひて救ふべきの効なり。□□海西公の時、庾暉四五年中、喜びて挽歌を爲す。自ら大鈴を搖らし、て唱を爲し、左右をして和齊せしむ。又た燕會すれば、輒ち倡妓をして、新安人の歌、離別^なの辭、其の聲悲切なり。時人之を怪しむ。後に亦た果して敗る。泰元中、小兒兩鐵を以て土中に於て相ひ打つ。名を鬪族と曰ふ。後に王國寶、王孝伯は一姓の中に、自ら相ひ攻撃す。」と。

02④

……白は金色、膽は武を用ひて之^{つかき}主^{つかき}なるなり。帝王の運、王の霸戍に會し、戍は兵を用ふるを主^{つかき}どる。金は晉の行、火鐵を燒きて以て疾を療するは、言ふところは必ず其の類を去りて來たる。火と金と德を合し、共に蟲害を除くなり。案ずるに中興の際、大將軍本より腹心を以て伊・呂の任を受け、異謀有り。是れ下を以て上に逆ひ、腹心内に爛^たるるなり。錢鳳・沈充等の、逆兵四合するに及び、王師の挫く所と爲り、月を踰えて水を濟る能はず。北中郎の劉遐及び淮陵內史の蘇峻、淮・泗の衆を率ゐ、以て朝廷を救ふ。故に其の謠言、首^はめ淮・泗に作るなり。朝廷卒に弱を以て強を制し、罪人首を授く。是れ白犬の膽を用ひて救ふべきの効なり。□□海西公の時、庾暉四五年中、喜びて挽歌を爲す。自ら大鈴を搖らし、て唱を爲し、左右をして和齊せしむ。又た燕會すれば、輒ち倡妓をして、新安人の歌、離別^なの辭、其の聲悲切なり。時人之を怪しむ。後に亦た果して敗る。泰元中、小兒兩鐵を以て土中に於て相ひ打つ。名を鬪族と曰ふ。後に王國寶、王孝伯は一姓の中に、自ら相ひ攻撃す。」と。

(一) 『晉書』卷二八、五行志中「言之不從」にみえる文が途中からあらわれている。『宋書』卷三一、五行志二「言之不從」にもほぼ同じ文があるが、文の並びは『晉書』の方がより近い。また『天地瑞祥志』は他の箇所を参照しても、『宋書』五行志ではなく『晉書』五行志を利用してゐるようである。

03①

孔子災異曰人君無故好為譎(五戈反又作訛也妖言爲訛之也)不出一年易其位人君無故好為言不出一年必易其位人好為倡樂是天罰有誅丞相貴人好及言者去存誅亡臣代其主市人无故自驚奔不出其年兵大起失政也

03②

『孔子災異』曰、「人君無故、好爲譎。(五戈反。又作訛也。妖言爲訛。之也。)不出一年、易其位。人君無故、好爲言。不出一年、必易其位。人好爲倡樂、是天罰有誅。丞相貴人、好及言者、去存誅亡、臣代其主。市人無故、自驚奔。不出其年、兵大起、失政也。」

03③

『孔子災異』に曰く、「人君故無くして、好みて譎を爲す。(二)五戈の反。又た訛に作るなり。妖言訛と爲す。之なり。)一年を出でずして、其の位を易ふ。人君故無くして、好みて言を爲す。一年を出でずして、必ず其の位を易ふ。人好みて倡樂を爲す。是れ天罰して誅有り。丞相貴人、好みて言に及ぶは、去存誅めて亡び、臣其の主を代ふ。市人故無くして、自ら驚き奔る。其の年を出でずして、兵大いに起こり、政を失ふなり。」と。

03④

(一) 『孔子災異』は不詳。『隋志』に著録なし。『日本國見在書目録』五行家に『孔子讖記』という書名がみえる。『續本邦殘存典籍による輯佚資料集成』(以下『本邦殘存』と省略)子部五行類に、この『天地瑞祥志』の文のみが収められる。

四、革俗

〔概要〕俗を革める(あらた)卷頭の篇目ではあやまって「革俗」に作る。引用されている『孔子百二十占』は、いかなる風俗が

流行したときに、どのように國が荒廢するか、を説明するが、意味のわかりにくいところが多い。(佐野誠子)

01 ①

革俗

孔子百廿占曰人王好役疲苦民刀鳳皇之屬為不來則山崩民疾疫也人君无故佃其城下是謂窮德必有荒野四境不通不出五年與兵相政人君好衣其劍頭是謂臣強主弱之應不出六年君却誠人君無故小其稱衡斗斛是謂五弊不入飢民流亡人君無故更為國門是謂察德不出三年三月外君有獻重寶來人君無故自脩社稷是以陰來福前雖吉以陰來咎不出八年失位也人君好素服是謂自資不出三月國以兵削地人君無故田獵是謂賊德不出五年必興兵人君及民無故好為短小衣是謂舍草不出三年九月邊賊相攻失地也□人君無故衣建國服上吉之衣是謂誰德君臣有變政之道人好婦人衣是謂德侵小兒道巷以擲戲佞人妬嫉賢臣隱匿小兒道巷為車馬戲不出二年九月行□馬小兒道巷戲小自雍是謂熒惑下守不出一年兵城守民流散為小兒以土車隴是熒惑下絕人道四夷來侵城絕道小兒有陳職有兵馬之戲不出一年必有戰流血之憂也一云三年內小兒道巷中邊群里戲巷是謂大陰言善之惡則惡人无故好更其名號者上易正之□好使軸車者有道不通也

01 ②

革俗

『孔子百廿占』曰、「人王好役、疲苦民。刀鳳皇之屬為不來、則山崩、民疾疫也。人君無故、佃其城下。是謂窮德。必有荒野、四境不通。不出五年、與兵相政。人君好衣其劍頭、是謂臣強主弱之應。不出六年、君却誠。人君無故、小其稱・衡・斗・斛、是謂五弊不入。飢民流亡。人君無故、更為國門、是謂察德。不出三年三月、外君有獻重寶來。人君無故、自脩社稷。是以陰來福。前雖吉、以陰來咎。不出八年、失位也。人君好素服。是謂自資。不出三月、國以兵削地。人君無故田獵、是謂賊德。不出五年、必興兵。人君及民無故、好為短小衣。是謂舍草。不出三年九月、邊賊相攻失地也。□人君無故、衣建國服・上吉之衣。是謂誰德。君臣有變政之道。人好婦人衣。是謂德侵。小兒道巷以擲戲。佞人妬嫉、賢臣隱匿。小兒道巷為車馬戲。不出二年九月、行□馬。小兒道巷戲小自雍。是謂熒惑下守。不出一年、兵城守、民流散為。小兒以土車隴。是熒惑下絕人道、四夷來侵城絕道。小兒有陳職有兵馬之戲。不出一年、必有戰、流血之憂也。一云三年內。小兒道巷、中邊群里戲巷、是謂大陰。言善之惡、則惡。人無故好更其名號者、上易正之□。好使軸車者、有道不通也。」

『孔子百廿占』に曰く、「人王役を好みて、民を疲苦せしむ。刀鳳皇の屬爲に來たらざれば、則ち山崩れ、民疾疫するなり。人君故無くして、其の城下に佃る。是れを窮徳と謂ふ。必ず荒野有り、四境通ぜず。五年を出でずして、兵と相ひ攻つ。人君の其の劍頭を衣るを好む、是れ臣強く主弱きの應と謂ふ。六年を出でずして、君誠を却く。人君故無くして、其の稱・衡・斗・斛を小さくす、是れを五穀入らずと謂ふ。飢民流亡す。人君故無くして、更めて國門を爲す、是れを察徳と謂ふ。三年三月を出でずして、外君に重寶を獻じて來たる有り。人君故無くして、自ら社稷を脩む。是れ陰を以て福を來たす。前は吉と雖も、陰を以て咎を來たす。八年を出でずして、位を失ふなり。人君素服を好む。是れを自資と謂ふ。三月を出でずして、國兵を以て地を削る。人君故無く田獵す、是れを賊徳と謂ふ。五年を出でずして、必ず兵を興す。人君及び民故無くして、好みて短小衣を爲す。是れを舍革と謂ふ。三年九月を出でずして、邊賊相ひ攻め地を失ふなり。人君故無くして、建國服・上吉の衣を衣る。是れを誰徳と謂ふ。君臣政の道を變ずる有り。人婦人の衣を好む。是れを

徳侵と謂ふ。小兒道巷にて以て擲戲す。佞人妬嫉し、賢臣隱匿す。小兒道巷にて車馬戲を爲す。二年九月を出でずして、馬を行ふ。小兒道巷に戯れて小さく自ら雍ぐ。是れ熒惑下に守るを謂ふ。一年を出でずして、兵城き守り、民流散を爲す。小兒に土車を以て墮つくる。是れ熒惑下りて人道を絶ち、四夷來たりて城を侵し道を絶つ。小兒職に兵馬の戲有るを陳ぶる有り。一年を出でずして、必ず戦ひ有り、流血の憂なり。一に云う三年内と。小兒道巷、中邊群里戲巷は、是れを大陰と謂ふ。言ふところは之を善とすれば悪は、則ち悪なり。人故無く其の名號を更むるを好むは、上正しきを易ふるの□。好みて軸車を使ふ者、道有れども通ぜざるなり。」と。

01
④

(一)『孔子百廿占』は不詳。『隋志』に著録なし。『本邦殘存』子部五行類に、この文及び『天地瑞祥志』第十七、十八、十九に引用される文が収められる。後半の「小兒」云々のくだりは、若杉家文書 No. 83 「雜怪事占法」(『若杉家文書』中國天文・五行占資料の研究) 大東文化大學東洋文化研究所二〇〇七) に類似の文章がみられる。

五、神

〔概要〕神に關する諸書の記述を集める。その神は、主として民間で信仰されていた神である。一部、他文獻に記録の残らない記述がある。(佐野誠子)

01①

神〈視仁反平〉

易曰陰陽不測之謂神也礼記曰山林川谷丘陵能出雲為風雨見
怪物皆曰神是也□□河圖真記曰真人在山謂之神野王曰細而言
之則天曰神地曰祇人曰鬼□大而言之則皆曰神也

01②

神〈視仁反。平。〉

『易』曰、「陰陽不測、之謂神也。」「禮記』曰、「山林・川谷・
丘陵能出雲、爲風雨、見怪物。皆曰神。」是也。□□『河圖真
記』曰、「真人在山、謂之神。」顧野王曰、「細而言之、則天曰
神、地曰祇、人曰鬼、□大而言之、則皆曰神也。」

01③

神〈視仁の反。平。〉

『易』に曰く、「陰陽測られず、之を神と謂ふなり。」と。『禮
記』に曰く、「山林・川谷・丘陵能く雲を出だし、風雨を爲し、

怪物を見ず。皆神と曰ふ。」とは、是れなり。『河圖真記』に
曰く、「眞人山に在り、之を神と謂ふ。」と。顧野王曰く、「細
にして之を言へば、天に則るを神と曰ひ、地を祇と曰ひ、人を
鬼と曰ひ、□大にして之を言へば、則ち皆神と曰ふなり。」と。

01④

(一)「視仁反」の反切注は他にみえない。

(二)『周易』繫辭上にみえる。

(三)『禮記』祭法にみえる。

(四)『河圖真記』は『隋志』に著録されず。他書にも引用さ
れていない。関連記述も漢籍に見つからず。『本邦殘存』
にもなし。

(五)野王は顧野王の「顧」が脱落したものと考えた。ただし、
顧野王『玉篇』にこの文はみられない。『孝經』感應章
疏に類似した表現がみられる。また、『日本國見在書目
録』五行家には顧野王『符瑞圖』という書物が著録され
る(『隋志』にはみえない)。この『符瑞圖』からの引用
の可能性も考えられる。

02①

在傳曰疋公卅二年有神降于莘へ有神聲以接人也莘蹄地也

惠王問内史過曰は何故〈内史過國大夫也〉對曰國之將興明神降之監其德也將亡神又降之觀其惡也故有得神以興亦有以亡虞憂商周皆有之王曰若為之何對曰以其物享焉〈享祭也若以甲乙曰至祭光脾王用蒼服尚青以此類祭之也〉王從内史過往聞號命〈聞號請於神求賜云田之命也〉反曰號必亡矣虐而聽於神居莘六月號公使祝應宗區史囂享焉神賜之云田〈祝大祝也宗人史大夫也應區囂名之也〉史囂曰號其亡乎吾聞之國將興聽於民〈政慎民心〉將亡聽於神〈求福於神〉神聰明正直而壹者也依人而行號多涼德其何土之能得〈涼薄也為僖二年晉滅下陽傳之也〉

02②

『左傳』曰、「莊公卅二年、有神降于莘。〈有神聲、以接人也。莘、號地也。〉惠王問内史過曰、『是何故。』〈内史過、國大夫也。〉對曰、『國之將興、明神降之。監其德也。將亡、神又降之。觀其惡也。故有得神以興。亦有以亡。虞・夏・商・周皆有之。』王曰、『若（爲）之何。』對曰、『以其物享焉。』〈享、祭也。若以甲乙曰至祭、先脾玉、用蒼服尚青。以此類祭之也。〉王從内史過往。聞號請命。〈聞號請於神、求賜土田之命也。〉反曰、『號必亡矣。虐而聽於神。神居莘六月。號公使祝應・宗區・史囂享焉。神賜之土田。』〈祝、大祝也。宗、宗人也。史、大史也。應・區・囂名。之也。〉史囂曰、『號其亡乎。吾聞之、國將

興、聽於民。〈政順民心。〉將亡、聽於神。〈求福於神。〉神聰明正直而壹者也。依人而行。號多涼德。其何土之能得。〈涼薄也。為僖二年晉滅下陽傳之也。〉」

02③

『左傳』に曰く、「^(一)莊公卅二年、神有り莘に降る。〈神聲有りて、以て人に接するなり。莘は、號の地なり。〉惠王内史過に問ひて曰く、『是れ何の故か。』と。〈内史過は、國の大夫なり。〉對へて曰く、『國の將に興らんとすれば、明神之に降る。其の德を^{かんが}監みるなり。將に亡びんとすれば、神又た之に降る。其の惡を觀るなり。故に神を得て以て興る有り。亦た以て亡ぶ有り。虞・夏・商・周皆之有り。』と。王曰く、『之を若何せん。』と。對へて曰く、『其の物を以て享る。』と。〈享は、祭なり。若し甲乙の曰を以て祭るに至れば、先に脾玉もて、蒼服を用ひて青を尚ぶ。此の類を以て祭る。之なり。〉王從ふ。内史過往く。號の命を請ふを聞く。〈號の神に請ひ、土田を賜ふの命を求むるを聞くなり。〉反りて曰く、『號は必ず亡びん。虐にして神に聽く。』と。神莘に居ること六月。號公祝應・宗區・史囂をして享らしむ。神之に土田を賜ふ。〈祝は、大祝なり。宗は、宗人なり。史は、大史なり。應・區・囂は名なり。之なり。〉史囂曰く、『號其れ亡ぶか。吾之を聞く、

國將に興らんとすれば、民に聽く。へ政民心に順したがふ。將に亡びんとすれば、神に聽く。へ福を神に求む。神聰明正直にして壹なる者なり。人に依りて行く。號は涼徳多し。其れ何の土をか之を能く得ん。へ涼は、薄なり。僖二年晉下陽を滅ぼすが爲に傳ふ。之なり。と。

02 ④

(一)『春秋左氏傳』莊公三十二年七月の記事にみえる。注も杜預注にみえる。

03 ①

太公金匱曰武王伐紂之時有神乘五車兩騎止王門外武王使師尚父謝神曰今周王聖人得民心天伐殷立周謹來授命四海之神与河伯雨師耳武王曰諸神聞各名乎師尚父曰南海之神曰祝融東海曰勾芒北海曰玄冥西海曰禺取河伯風伯雨師各奉其職也

03 ②

『太公金匱』曰、「武王伐紂之時、有神乘五車兩騎、止王門外。武王使師尚父謝。神曰、『今周王聖人得民心。天伐殷立周。謹來授命四海之神、與河伯・雨師耳。』武王曰、『諸神聞各名乎。』師尚父曰、『南海之神曰祝融、東海曰勾芒、北海曰玄冥、西海

曰禺取、河伯・風伯・雨師各奉其職也。』」

03 ②

『太公金匱』に曰く、「武王紂を伐つの時、神の五車兩騎に乗る有り、王門の外に止まる。武王師尚父をして謝せしむ。神曰く、『今の周王聖人にして民心を得。天殷を伐ちて周を立つ。謹み來たりて命を四海の神に授くるは、河伯・雨師と與にするのみ。』と。武王曰く、『諸神各のの名を聞か。』と。師尚父曰く、『南海の神を祝融と曰ひ、東海を勾芒と曰ひ、北海を玄冥と曰ひ、西海を禺取と曰ひ、河伯・風伯・雨師各の其の職に奉ずるなり。』」と。

03 ④

(一)『太公金匱』は『隋志』子部兵家類に著録される。撰者未詳。この文は、『藝文類聚』卷二・天部下・雪及び『太平御覽』卷八八二・神鬼部二・神下所引の文章にみえる。その他『北堂書抄』卷一四四、一五二、『太平御覽』卷一二、八五九、『太平廣記』卷二九一にも『太公金匱』あるいは『金匱』からとした類似の文あり。

04 ①

漢武帝故事曰起栢梁臺高廿丈悉以栢香聞數十里以處神と君と

者長陵女子也。先是女嫁為人妻。生一男。數歲死。女子悼病之歲中夭死。而有靈。其妣宛之祠之。〈守曰。妣昆弟之妻。相謂為似。□□。今如妣之。妣之兄弟婦也。宛若字也。〉民人多往請福。頗有驗。平原君子事之。其後子孫尊顯。以為神君。聞其言。見其形。目饒脩。欲與去病交接。舍始霍去病。微時。數自禱神。君之乃見其形。目饒脩。欲與去病交接。去病不肯。責神君曰。吾以神君清潔。故齊戒祈福。今現欲為淫。此非神明也。因絕不復往。神君亦慙。乃去。去病疾焉。上令為禱神君。神君曰。『霍將軍精氣

04②

『漢武帝故事』曰。『起柏梁臺。高廿丈。悉以柏香。聞數十里。以處神君。神君者。長陵女子也。先是女嫁為人妻。生一男。數歲死。女子悼病之。歲中夭死。死而有靈。其妣宛若。宛若祠之。〈守曰。『妣。昆弟之妻。相謂為似。今如妣。妣。兄弟婦也。宛若字也。』民人多往請福。頗有驗。平原君(子)事之。其後子孫尊顯。以為神君。聞其言。見其形。若神君求出。乃營柏梁臺舍。始霍去病微時。數自禱神君。神君乃見其形。目饒脩。欲與去病交接。去病不肯。責神君曰。『吾以神君清潔。故齊戒祈福。今現欲為淫。此非神明也。』因絕不復往。神君亦慙。乃去。去病疾焉。上令為禱神君。神君曰。『霍將軍精氣

少。壽命不長。吾嘗欲以太一之精補之。可得延年。霍將軍不曉此意。遂見斷絕。今疾必死。非可救也。』去病竟薨也。』

04③

『漢武帝故事』に曰く、「柏梁臺を起つ。高さ廿丈、悉く柏香を以てし、數十里に聞ゆ。以て神君を處らしむ。神君は、長陵の女子なり。是れより先女嫁して人の妻と爲り、一男を生み、數歲にして死す。女子悼みて之を病み、歲中夭死す。死して靈有り、其の妣の宛若、宛若之を祠る。〈守曰く、「妣は、昆弟の妻なり。相ひ謂ひて妣と爲す。今の妣の如し。妣は、兄弟の婦なり。宛若は字なり。」と。〉民人多く往きて福を請ひ、頗る驗有り。平原君之に事ふ。其の後子孫尊顯す。以て神君と爲す。其の言を聞き、其の形を見るは、神君の求め出づるが若し。乃ち柏梁臺舍を營む。始め霍去病微なりし時、數ば自ら神君に禱る。神君乃ち見れ、其の形目饒脩し、去病と交接せんと欲す。去病肯んぜず。神君を責めて曰く、『吾れ神君を以て清潔とし、故に齋戒祈福す。今現れて淫を爲さんと欲するは、此れ神明に非ざるなり。』と。因りて絶えて復た往かず。神君も亦た慙ちて乃ち去る。去病疾む。上神君に禱るを爲さしむ。神君曰く、『霍將軍精氣少なくして、壽命長からず。吾嘗て太一の精を以て之を補ひ、延年を得べけ

んと欲す。霍將軍此の意を曉さとらず。遂に斷絶せらる。今の疾必ず死して、救ふべきに非ざるなり。』と。去病竟に薨こずなり。』と。

04 ④

(一) 『漢武故事』(魯迅『古小説鈎沈』第一三條、『太平御覽』卷七三九・疾病部二・總叙疾病下、卷九五四・木部三・柏、卷九八一・香部一・香、『續談助』卷三所引)にみえる。また『史記』卷一二、孝武本紀にもこの神君の記事があり、「守曰」の注も『史記索隱』と一部重複する。『史記』卷二八、封禪書にも同内容があるが、注釋が附されていない。

05 ①

幽明録曰晋永和六年潁川陳慶孫少覺問信道家後有神樹一株多就福起廟名為天神廟慶孫烏牛甚丁肥行疾如風忽空有云我是天神樂卿牛當相祐助不與者至來月廿日當煞汝兒慶孫曰人生有命不由汝輩至此日兒果死後復言不與牛至夏五月當煞汝婦至期復婦死復神來曰汝不與牛至秋當煞汝也慶孫大怒曰小鬼魅妄縱橫擊人欲往燒廟衆人諫止得住至秋慶孫不死家亦平安鬼便來謝曰君為人心正天地所無也方受大福也

05 ②

『幽明録』曰、「晋永和六年、潁川陳慶孫、少覺問信道術。家後有神樹一株。多就福、起廟名為天神廟。慶孫烏牛甚丁肥、行疾如風。忽空有云、『我是天神。樂卿牛。當相祐助。不與者、至來月廿日、當殺汝兒。』慶孫曰、『人生有命。不由汝輩。』至此日、兒果死。死後復言、『不與牛、至夏五月、當殺汝婦。』至期復婦死。死復神來曰、『汝不與牛、至秋、當殺汝也。』慶孫大怒曰、『小鬼魅妄縱橫擊人。』欲往燒廟。衆人諫止得住。至秋、慶孫不死。家亦平安。鬼便來謝曰、『君為人、心正、天地所無也。方受大福也。』」

05 ③

『幽明録』に曰く、「^(一) 晋永和六年、潁川の陳慶孫、少くして覺問し道術を信ず。家の後ろに神樹の一株有り。多く福に就き、廟を起てて名づけて天神廟と爲す。慶孫の烏牛甚だ丁肥にして、行きて疾はやきこと風の如し。忽ち空より云ふ有り、『我は是れ天神なり。卿の牛を樂たのむ。當に相ひ祐助すべし。與へざれば、來月廿日に至り、當に汝の兒を殺すべし。』と。慶孫曰く、『人の生に命有り。汝の輩に由らず。』と。此の日に至りて、兒果して死せり。死後復た言ふ、『牛を與へざれば、夏五月に至り、當に汝の婦つまを殺すべし。』と。期至りて復た婦死

せり。死して復た神來たりて曰く、『汝牛を與へざれば、秋に至り、當に汝を殺すべきなり。』と。慶孫大いに怒りて曰く、『小鬼魅の妄縱して人を横撃す。』と。往きて廟を燒かんと欲す。衆人諫めて止めて住むるを得たり。秋に至り、慶孫死せず。家も亦た平安なり。鬼便ち來たりて謝して曰く、『君の人爲るや、心正しく、天地無き所なり。方に大福を受くるなり。』と。

05④

(一)『幽明錄』(『古小説鈎沈』第一六一條、『太平廣記』卷三一八・鬼三所引)にみえる。

06①

搜神記曰蔣子父者廣陵人也嗜酒好色死為當神□曰蔣侯及吳先主之初其故吏見欠於道乘白馬執白羽如平生見者驚走父追之謂曰我當為此云地之神以福爾為我立祠不爾將有大咎是歲夏大疫文又下巫祝吾將大啓私孫氏官宜為吾立祠不爾使虫入耳為灾孫主以為妖言禁諸詞之俄而小虫如塵虻入耳皆死孫主未之信也又下巫祝若不祠我又以大火為灾是歲火災大發一日數十處火及公宮及為立廟堂号鍾山為蔣山以表其露今建康北蔣山是也自是灾厲止息百姓遂大事也

續搜神記曰陳郡謝玉為瑯琊内史在金城□□暴煞人甚衆有一人以小船載年少婦到陸地而有□轉其少婦其夫拔刀大喚欲逐之先奉事蔣侯乃喚求救助如此行十里許忽有一黑衣人為之向導在前隨之當復廿里許及虎入穴其夫以刀當虎腰斫之斷虎死其婦活向曉日夢一人語之云蔣侯使我助汝知不至家□豬祠焉(蔣侯神名上已解也)

06②

『搜神記』曰、「蔣子文者、廣陵人也。嗜酒好色、死為當神。

□曰蔣侯。及吳先主之初、其故吏見文於道。乘白馬、執白羽、如平生。見者驚走。文追之謂曰、『我當為此土地之神、以福爾為我立祠。不爾、將有大咎。』是歲夏、大疫。文又下巫祝。『吾將大啓私孫氏官。宜為吾立祠。不爾、使蟲入耳為災。』孫主以為妖言、禁諸祠之。俄而小蟲如塵虻、入耳皆死。孫主未之信也。又下巫祝。『若不祠我、又以大火為災。』是歲火災大發、一日數十處。火及公宮(及)。為立廟堂、號鍾山為蔣山、以表其露。今建康北蔣山是也。自是灾厲止息。百姓遂大事也。」

『續搜神記』曰、「陳郡謝玉為瑯琊内史、在金城□□虎暴、殺人甚衆。有一人、以小船載年少婦。到陸地而有虎、縛其少婦。其夫拔刀大喚、欲逐之。先奉事蔣侯。乃喚求救助。如此行十里許、忽有一黑衣人、為之向導在前。隨之當復廿里許。及虎

入穴、其夫以刀當虎腰斫之斷。虎死、其婦活。向曉曰、『夢一人。語之云、「蔣侯使我助汝、知不。」』至家殺[□]豬祠焉。』へ蔣侯、神名。上已解也。』

06 ③

『搜神記』に曰く、「蔣子文は、廣陵の人なり。酒を嗜なみ色を好み、死して爲すに神に當たる。蔣侯と曰ふ。呉の先主の初めに及び、其の故吏文を道に見る。白馬に乗り、白羽を執り、平生の如し。見る者驚きて走る。文之を追ひて謂ひて曰く、『我當に此の土地の神と爲り、以て爾を福すべし。我の爲に祠を立てよ。爾らざれば、將に大咎有らんとす。』」と。是の歳の夏、大いに疫あり。文又た巫祝に下る。『吾將に大いに孫氏の官を啓祐せんとす。宜しく吾の爲に祠を立つべし。爾らざれば、蟲をして耳に入らしめ災を爲さん。』と。孫主以て妖言と爲し、諸に之を祠るを禁ず。俄にして小蟲の塵虻の如きもの、耳に入りて皆な死す。孫主未だ之を信ぜざるなり。又た巫祝に下る。『若し我を祠らざれば、又た大火を以て災を爲さん。』と。是の歳火災大いに發し、一日數十處あり。火公宮に及び。爲に廟堂を立て、鍾山を號して蔣山と爲し、以て其の露るるを表す。今建康の北の蔣山は是れなり。是れ自ら災厲止息す。百姓遂に大いに事ふるなり。』と。

『續搜神記』に曰く、「陳郡の謝玉瑯邪内史と爲り、金城に在り□□虎暴れ、人を殺すこと甚だ衆し。一人有り、小船を以て年少の婦を載す。陸地に到りて虎有り、其の少婦を縛る。其の夫刀を抜きて大いに喚び、之を逐はんと欲す。先に蔣侯に奉事す。乃ち喚びて救助を求む。此くの如くして行くこと

十里許り、忽ち一黒衣の人有り、之が爲に向ひ導きて前に在り。之に隨ふこと復た廿里許りに當たる。虎の穴に入るに及び、其の夫刀を以て虎の腰に當て之を斫りて斷つ。虎死して、其の婦活く。向曉に曰ふ、『夢に一人あり。之に語りて云ふ、『蔣侯我をして汝を助けしむ、知るや不や。』』と。家に至りて猪を殺して祠るなり。』と。へ蔣侯は、神の名なり。上に已に解くなり。』

06 ④

(一) 現行二十卷本『搜神記』卷五にみえる。
(二) 現行十卷本『搜神後記』にはみえず。現行二十卷本『搜神記』卷五に同内容がみられる。ただ、登場人物の生没年から、もとは『天地瑞祥志』の通り『續搜神記』にあつたものと考えられる。

07 ①

神譜曰□□八部將軍第一將軍姓五名磐字仲才第二將軍姓俞名羨家字施名横字仲文第仲紀第三將軍姓四將軍姓許名芮字仲伯第五將軍姓曹名桓字合先第六將軍姓領名湛字元祥第七將軍姓樂名喻第八將軍姓楊名朝兒也

幽明錄曰有一人□車遇寒雪不得至告廟主簿求在門外亭屋中夜眠覺見一人有頭首兩臂以下便無行在空中訪之於俗巫云是八部將軍也

07②

『神譜』曰、「□□八部將軍。第一將軍姓五、名磐、字仲才。第二將軍姓俞、名羨家、字施、名横、字仲文、第仲紀。第三將軍、姓。四將軍姓許、名芮、字仲伯。第五將軍姓曹、名桓、字合先。第六將軍姓領、名湛、字元祥。第七將軍姓樂、名喻。第八將軍姓楊、名朝兒也。」

『幽明錄』曰、「有一人□車遇寒雪、不得至。告廟主簿、求在門外亭屋中。夜眠覺、見一人有頭首、兩臂以下便無、行在空中。訪之於俗巫。云、『是八部將軍也。』」

07③

『神譜』に曰く、^(一)「八部將軍。第一將軍姓は五、名は磐、字は仲才。第二將軍姓は俞、名は羨家、字は施、名は横、字は仲文。第三將軍、姓。四將軍姓は許、名は芮、字は

仲伯。第五將軍姓は曹、名は桓、字は合先。第六將軍姓は領、名は湛、字は元祥。第七將軍姓は樂、名は喻。第八將軍姓は楊、名は朝兒なり。」と。

『幽明錄』に曰く、^(二)「一人有り。□車寒雪に遇ひ、至るを得ず。廟の主簿に告げ、門外の亭屋中に在るを求む。夜眠りより覺むるに、一人の頭首有りて、兩臂以下便ち無きの、行き空中に在るを見る。之を俗巫に訪ふ。云ふ、『是れ八部將軍なり。』」と。

07④

(一)『神譜』は、『隋志』に著録なし。『日本國見在書目錄』にもなし。他書の引用もない不詳の書物。『本邦殘存』子部五行類はこの文のみを収録する。また引用文にある八部將軍に關しても、漢籍に關連する記述は見つけられなかった。第二將軍から第三將軍にかけての姓・名・字の記述は文字の錯誤があるか。

(二)現行古小説鈎沈本『幽明錄』にみえない佚文。他の關連資料もなし。

08①

籍曰四道王者東曰吳王南曰越王西曰秦王北曰趙王也

續搜神記曰四道王廟与新蔡國接國家治垣籬侵之謝太傅忽夢見一人白說其是四道王近与蔣□父兄弟率數十萬衆助國符堅將君位隆重已本非所希但廟爲新蔡所侵甚爲無理公覺聞左々右々云如此公乃驚即教令還其所侵更架屋宇也

08 ②

籍曰、「四道王者、東曰吳王、南曰越王、西曰秦王、北曰趙王也。」

『續搜神記』曰、「四道王廟、與新蔡國接。國家治垣籬侵之。謝太傅忽夢見一人白說。『其是四道王。近與蔣子文兄弟率數十萬衆、助國符堅。蔣君位隆重、已本非所希。但廟爲新蔡所侵。甚爲無理。』公覺聞左右。左右云、『如此。』公乃驚。即教令還其所侵、更架屋宇也。」

08 ③

籍曰く、「^(一)四道王は、東を吳王と曰ひ、南を越王と曰ひ、西を秦王と曰ひ、北を趙王と曰ふなり。」と。

『續搜神記』に曰く、「^(二)四道王の廟、新蔡國と接す。國家垣籬を治むるに之を侵す。謝太傅忽ち夢に一人の白し説くを見る。『其れは是れ四道王なり。近く蔣子文の兄弟と數十萬衆を率ゐ、國の符堅を助けんとす。蔣君の位を隆重するは、己に本より希む所に非ず。但だ廟新蔡の侵す所と爲り、甚だ理無

きと爲る。』と。公覺めて左右に聞く。左右云ふ、『此くの如し。』と。公乃ち驚く。即ち其の侵す所を還し、^{あつた}更めて屋宇を架せしむるなり。」と。

08 ④

(一)「籍」が書名なのか人名なのかは不詳。内容が07の『幽明録』佚文とは変わっていることから、ここで項目をあらためた。

(二)現行十卷本『搜神後記』にみえない佚文。文中にみえる謝太傅は謝安のこと。征討大將軍として前秦・符堅軍を破った。

09 ①

搜神記曰淮南令枌縣有丁新婦者本丹楊丁氏女年十六適令枌謝家其姑嚴酷使役有里不如限者便仍答揺不可堪處九月七日自經死遂有靈名曰丁姑神嚮聞於民間發言於巫祝曰念人家婦女作息不憊使避九月七日勿用作事當言息日吳平以来思戀本土以永遇中九月七日見形著縹衣載青蓋從一婢至牛渚津水求渡有兩男子共乘船捕魚仍呼求渡兩男子咲調上下之曰聽我為婦者當相渡也須臾有一老公乘船載葦嫗亦求渡公固出葦半著船使渡嫗去語公曰吾是鬼神非人也公速還去必有所見亦當有所得也公還去見

兩男子覆死水中進前數里有魚千數跳水邊風夾吹置岸上公遂弃葦載魚以歸也。媼遂進丹陽從兩□家至攝中逢一男と子と知不常人下道避之。媼謂之曰疾去男子顧見兩虎追と媼後亦周旋屬縣入人祠祭中喻告巫保江南人皆呼爲丁姑、九月七九日不用作事□咸以爲息日也今所在□□

09 ②

『搜神記』曰、「淮南全椒縣有丁新婦者、本丹陽丁氏女。年十六適全椒謝家。其姑嚴酷、使役有里、不如限者、便仍答捶。不可堪處。九月七日、自經死。遂有靈、名曰丁姑神。嚮聞於民間。發言於巫祝曰、『念人家婦女作息不倦。使避九月七日、勿用作事。當言息日。』吳平以來、思戀本土。以永遐中九月七日見形、著縹衣、載青蓋、從一婢至牛渚津水、求渡。有兩男子共乘船捕魚。仍呼求渡。兩男子笑調上下之曰、『聽我爲婦者、當相渡也。』須臾有一老公乘船載葦。媼亦求渡。公固出葦半、著船使渡。媼去、語公曰、『吾是鬼神。非人也。公速還去、必有所見。亦當有所得也。』公還去、見兩男子覆死水中。進前數里、有魚千數跳。水邊風夾吹、置岸上。公遂棄葦、載魚以歸也。媼遂進丹陽、從兩□家至。攝中逢一男子。男子知不常人、下道避之。媼謂之曰、『疾去。』男子顧見、兩虎追。追媼後、亦周旋屬縣入。人祠祭中、喻告巫保。江南人皆呼爲丁姑、九月

七(九)日不用作事。□咸以爲息日也。今所在。」

09 ③

『搜神記』に曰く、「淮南全椒縣に丁新婦なる者有り、本は丹陽丁氏の女なり。年十六全椒の謝家に適ぐ。其の姑嚴酷にして、使役するに里有り、限りに如かざる者は、便ち仍ほ答捶つ。堪ふべからざる處なり。九月七日、自ら經りて死せり。遂に靈有り、名を丁姑神と曰ふ。嚮民間に聞ゆ。言を巫祝に發して曰く、『人家の婦女の息を作すを念ひて倦まず。九月七日を避けしめ、事に作すに用ふる勿れ。當に息日と言ふべし。』と。吳平らかになりて以來、本土を思戀す。永遐中九月七日を以て形を見し、縹衣を著、青蓋を載せ、一婢を從へて牛渚の津水に至り、渡を求む。兩男子の共に船に乗りて魚を捕ふる有り。仍ほ呼びて渡を求む。兩男子笑ひて上下の之を調して曰く、『我に聽ひて婦と爲る者、當に相ひ渡るべきなり。』と。須臾にして一老公の船に乗りて葦を載する有り。媼亦た渡を求む。公固より葦の半ばを出だし、船に著けて渡らしむ。媼去るに、公に語りて曰く、『吾は是れ鬼神なり。人に非ざるなり。公速かに還り去れば、必ず見る所有り。亦た當に得る所有るべきなり。』と。公還り去るに、兩男子の覆りて水中に死するを見る。前に進むこと數里、魚の千數跳ねる

有り。水邊風夾さしほみて吹き、岸上に置く。公遂に葦を棄て、魚を載せて以て帰るなり。姫遂に丹陽に進む。両□に從ひて家に至る。攝中に一男子に逢ふ。男子常ならざる人なるを知り、道を下りて之を避く。姫之に謂ひて曰く、『疾はやく去れ。』と。男子顧みて見るに、兩虎追ふ。姫を追ひて後、亦た屬縣を周旋して入る。人祠祭中、巫保に諭たまして告ぐ。江南の人皆な呼びて丁姑と爲し、九月七日事を作すに用ひず。感な以て息日と爲すなり。今在る所なり。』と。

10④

(一) 現行二十卷本『搜神記』卷五にみえる。

10①

異苑曰世有紫女是人妾爲大婦所嫉每以穢事相役正月十五日感激而死名曰紫姑故世人以其日作其形夜於廟間或猪欄邊迎之況日子胥不在へ是其聳名也曹失亦婦吉へ是大婦名小姑可出戲捉者覺重便是神來奠設酒菓亦覺貌輝と有色即跳躁不住能占衆事下行來蜚棄尤畏又善射鈎好則大儼惡便仰眠閉問小過則息不肯動儉俗至此時無不迎者云一有其事年々應以爲常平昌孟氏恒不信躬試往捉未就扶持便自動作距跳透穿屋頂永失所在俗有此神人莫不知今以來扶而自搖又能穿屋而高遊故具記焉

10②

『異苑』曰、「世有紫女、是人妾爲大婦所嫉、每以穢事相役。正月十五日、感激而死。名曰紫姑。故世人以其日作其形、夜於廟間、或猪欄邊迎之。祝曰、『子胥不在。へ是其婿名也。』曹夫亦歸、吉。へ是大婦名。』小姑可出。』戲投者覺重、便是神來。奠設酒菓、亦覺貌輝輝有色、即跳躁不住。能占衆事。下行來蠶桑、尤畏。又善射鈎、好則大儼、惡便仰眠。閉問小過、則息不肯動儉。俗至此時、無不迎者。云一有其事、年年應以爲常。平昌孟氏、恒不信。躬試往投。未就扶持、便自動作距、跳透穿屋頂、永失所在。俗有此神人、莫不知。今以來、扶而自搖、又能穿屋而高遊。故具記焉。」

10③

『異苑』に曰く、「世に紫女有り、是れ人妾にして大婦の嫉む所と爲り、毎に穢事を以て相ひ役せしめらる。正月十五日、感激して死せり。名を紫姑と曰ふ。故に世人其の日を以て其の形を作り、夜廟間、或いは猪欄邊に於て之を迎ふ。祝して曰く、『子胥在らず。へ是れ其の婿の名なり。』曹夫も亦た歸る、吉なり。へ是れ大婦の名なり。』小姑出づべし。』と。戯れに投ぐる者重さを覺ゆれば、便ち是れ神來たる。酒菓を奠設すれば、亦た貌の輝輝として色有るを覺え、即ち跳躁して住まらず。

能く衆事を占ふ。下行の蠶桑を來たすに、尤も畏る。又た善く鉤を射、好ければ則ち大儻し、悪ければ便ち仰眠す。翺りて小過を問へば、則ち息みて動儉するを肯せず。俗に此の時に至れば、迎へざる者無し。云ふ一に其の事有れば、年年應に以て常と爲すべし。平昌の孟氏、恒に信せず。躬みづから試しに往きて投ず。未だ扶侍に就かざるに、便ち自ら動きて距を作し、屋頂を跳透逞穿し、永へに所在を失ふ。俗に此の神人有るを、知らざるは莫し。今以來、扶して自ら搖らせば、又た能く屋を穿ちて高遊す。故に具さに記す。」と。

10④

(一) 現行十卷本『異苑』卷五にみえる。

11①

玉韜曰弩神名遠望字強張、星主之弓神名曲張五星主之矢神名續長熒惑主之步收神名大倉刀神名脱光虚星主之劍神名飛揚角星主之鉞神名食儉弟神名倉羊角星主之戟神名大將商參星主之鉞神名公長相神名鄭□杖神名防皇右五兵之神名當誦有驗首吳時使兵七千人誦未過兵傷也又曰姓張名長生字子房月姓父子光字沈北斗名長史字大萬人能誦便不畏白刃也

11②

『玉韜』曰、「弩神名遠望、字強張。張星主之。弓神名曲張、五星主之。矢神名續長、熒惑主之。步收神名大倉、刀神名脱光、虚星主之。劍神名飛揚、角星主之。鉞神名食儉、弟神名倉羊、角星主之。戟神名大將、商參星主之。鉞神名公長、相神名鄭□、杖神名防皇、右五兵之神名、當誦有驗。首吳時、使兵七千人誦。未過兵傷也。又曰、姓張、名長生、字子房。月姓父、名子光、字沈。北斗名長史、字大萬。人能誦、便不畏白刃也。」

11③

『玉韜』に曰く、「^(一)弩神の名は遠望、字は強張。張星之を主どる。弓神の名は曲張、五星之を主どる。矢神の名は續長、熒惑之を主どる。步收神の名は大倉、刀神の名は脱光、虚星之を主どる。劍神の名は飛揚、角星之を主どる。鉞神の名は食儉、弟神の名は倉羊、角星之を主どる。戟神の名は大將、商參星之を主どる。鉞神の名は公長、相神の名は鄭□、杖神の名は防皇、右五兵の神名、當に誦へて驗有るべし。首吳の時、兵七千人をして誦へしむ。未だ兵傷を過ぎざるなり。又た曰く、姓は張、名は長生、字は子房。月姓は父、名は子光、字は沈。北斗の名は長史、字は大萬。人能く誦ふれば、便ち白刃を畏れざるなり。」と。

(一) 『玉輜』は『隋志』子部兵家類に梁元帝撰として著録される。佚書。『玉輜』の佚文としては該當するものを見つけれなかったが、類似した文を持つ文章の出處を下にあげる。

○ 『抱朴子』内篇雜應第一五

○ 『太清金液神氣經』卷中天神姓名字祕文

○ 『開元占經』卷六七北斗星占

○ 『雲笈七籤』卷六一諸家氣法／辨雜呼神名

○ 『說郛』卷二七下『猗覺寮雜記』朱翼※同じ文が明の類書

『說略』および『弁州えん四部稿』にもみえる。

六、鬼

【概要】鬼に関する言説を集める。全文が各種書籍の引用からなっている。また、かなりの引用文が『太平御覽』卷八八三・鬼神部三・鬼上にもみえる(本項では、『太平御覽』卷八三三にみえる文の場合は、巻数のみを示し、分類の表示を省く)。これは、『天地瑞祥志』の編者が、すべての文獻について原典

にあたって収集したわけではなく、『太平御覽』とも共通するすでに失われた類書を参照した可能性を示す。引用文獻の内容は四つに整理されている。鬼の定義に關するもの、志怪にみえる鬼の話、鬼夜哭などの鬼に關する占いの言説、鏡及び桃を用いた鬼よけのまじないについて、である。(佐野誠子)

01 ①

鬼へ候尾反上へ

尔雅曰鬼之為言歸也

01 ②

鬼へ候尾反。上へ

『爾雅』曰、「鬼之為言、歸也。」

01 ③

鬼へ候尾の反。上へ

『爾雅』に曰く、「鬼の言を爲すや、歸なり。」と。

01 ④

(一) 候尾反という反切は不詳。

(二) 『爾雅』釋訓第三にみえる。

02 ①

韓詩外傳曰人死為鬼者歸也精氣歸乎天矣^{〔一〕}歸於土血歸於

水脉[□]歸於澤聲歸於雷動作歸於風明歸於日月骨歸於木筋歸於山齒歸於石膏歸於露髮歸於草呼吸之氣復於人也

〔一〕人文研本、尊經閣本とも「完」にもみえるが、『韓詩外傳』の本文からすると「肉」の異体字の「宐」のつもりで書写したものと考えられる。

02②

『韓詩外傳』曰、「人死爲鬼。鬼者歸也。精氣歸乎天、肉歸於土、血歸於水、脈[□]歸於澤、聲歸於雷、動作歸於風、眼[□]歸於日月、骨歸於木、筋歸於山、齒歸於石、膏歸於露、髮歸於草。呼吸之氣、復於人也。」

02③

『韓詩外傳』に曰く、「人死して鬼と爲る。鬼は歸なり。精氣天に歸し、肉土に歸し、血水に歸し、脈[□]澤に歸し、聲雷に歸し、動作風に歸し、眼日月に歸し、骨木に歸し、筋山に歸し、齒石に歸し、膏露に歸し、髮草に歸す。呼吸の氣、人に復するなり。」と。

02④

（一）現行『韓詩外傳』にみえない。『法苑珠林』卷六（百卷本。以下同。）および及び『太平御覽』卷八八三に『韓詩

外傳』よりとして同内容が引用される。

03①

礼記祭義曰宰我曰吾聞鬼神之名不知其所謂子曰氣者神之盛也魄也者鬼之盛也今鬼与神教之至也（氣謂嘘呼吸出入也耳目之聰明為魄今鬼神而祭之聖人之教致也）衆生必死と必歸土此謂鬼也

03②

『禮記』祭義曰、「宰我曰、『吾聞鬼神之名、不知其所謂。』子曰、『氣也者、神之盛也。魄也者、鬼之盛也。今鬼與神教之致也。』（氣謂嘘（呼）吸・出入也。耳目之聰明爲魄。今鬼神而祭之、聖人之教致也。）衆生必死、死必歸土。此謂鬼也。」

03③

『禮記』祭義に曰く、「宰我曰く、『吾鬼神の名を聞けども、其の謂ふ所を知らず。』と。子曰く、『氣なる者は、神の盛んなるなり。魄なる者は、鬼の盛んなるなり。今鬼と神とは、教への致すところなり。』と。（氣は嘘吸・出入するを謂ふなり。耳目の聰明なるものを魄と爲す。今鬼神をして之を祭るは、聖人の教への致すところなり。）衆生は必ず死し、死すれば必ず土に歸す。此れを鬼と謂ふなり。」と。

03
④

(一)『禮記』祭義篇にみえる。注も『禮記』鄭玄注による。02と03の文章は『法苑珠林』卷六に連續して引用される。ただし、『法苑珠林』における『禮記』の引用は「教之至也」まで。また、これらの條は、『法苑珠林』において出典を『御覽』とされる。中華書局版『法苑珠林』點校本は、この『御覽』は『修文殿御覽』を指すのではないかとする。

04
①

抱朴子曰人物之死俱有鬼也馬鬼常以晦夜出行狀如炎火龜鼈之鬼今人病歿狝猴擢之鬼令人病瘡也□□

04
②

『抱朴子』曰、「人・物の死、俱有鬼也。馬鬼常以晦夜出行、狀如炎火。龜鼈之鬼、令人病歿。狝猴之鬼、令人病瘡也。」

04
③

『抱朴子』に曰く、「人・物の死するや、俱に鬼有るなり。馬鬼常に晦夜を以て出行し、狀は炎火の如し。龜鼈の鬼、人をして歿がいてんを病ましむ。狝猴の鬼、人をして瘡を病ましむるなり。」と。

04
④

(一)現行『抱朴子』にみえない。『法苑珠林』卷六および『太平御覽』卷八八三に『抱朴子』よりとして同内容がみえる。ただし「龜鼈」以下の文は『法苑珠林』にも『太平御覽』にもみえない。暫定的に『抱朴子』佚文としておく。

05
①

墨子曰周宣王斂杜伯不辜杜伯曰死若有知三年必使報之宣王田於圃田杜伯乘白馬素車朱冠搯朱弓挾朱矢射王中心折脊伏致而死

05
②

『墨子』曰、「周宣王殺杜伯不辜。杜伯曰、『死若有知、三年必使報之。』宣王田於圃田。杜伯乘白馬・素車、朱冠、搯朱弓、挾朱矢、射王。中心折脊、伏致ひ而死。」

05
③

『墨子』に曰く、「周の宣王杜伯を殺して辜つみあらず。杜伯曰く、『死して若し知有らば、三年して必ず之を報ぜしむ。』と。宣王圃田に田す。杜伯白馬・素車に乗りて、朱冠し、朱弓を搯り、朱矢を挾さしみ、王を射る。心に中あたり脊を折り、弣ゆみぶくろに伏して死せり。」と。

05
④

(一)『墨子』卷八明鬼下にみえる。『法苑珠林』卷七一や『太平御覽』卷八八三にもこれに近い文章が引用される。

06
①

列異記曰常山人行見髑髏因埋^二藏之以所食具祭之後半歲許有一人課之曰卿隨我去其人日子為誰答曰吾是子昔所埋髑髏也家今有賓客之會故來諸子以報舊恩遂至家大會賓客招魂□髑髏及將入神座共飲食衆人無得見也須臾有載麻布徑憤來入者髑髏之神敬怖而走曰此煞我者也衆人怖而問之曰載麻者髑髏走也昔与但行而獨還家疑而不發得此遂發露執而煞之更迎髑髏之喪也
「二」埋歟との傍書あり

06
②

『列異記』曰、「常山人行見髑髏、因埋藏之。以所食具祭之。後半歲許、有一人課之曰、『卿隨我去。』其人曰、『子爲誰。』答曰、『吾是子昔所埋髑髏也。家今有賓客之會、故來。諸子以報舊恩。』遂至家。家大會賓客、招魂。□髑髏及將入神座、共飲食、衆人無得見也。須臾有載麻布輕憤來入者。髑髏之神、驚怖而走曰、『此殺我者也。』衆人怖而問之曰、『載麻者。』髑髏走也。昔與但行而獨還家、疑而不發。得此、遂發露。執而殺

之。更迎髑髏之喪也。」

06
③

『列異記』に曰く、「常山^二の人行きて髑髏を見、因りて之を埋藏す。食する所を以て具へて之を祭る。後半歲許りして、一人有り之に課して曰く、『卿我に隨ひて去れ。』と。其の人曰く、『子誰をか爲す。』と。答へて曰く、『吾は是れ子の昔埋めし所の髑髏なり。家今賓客の會有り、故に來たる。諸子舊恩に報ゆるを以てせん。』と。遂に家に至る。家大いに賓客を會し、魂を招く。□髑髏將に神座に入らんとするに及び、共に飲食するも、衆人見るを得る無きなり。須臾にして麻布の輕憤を載せて來たり入る者有り。髑髏の神、驚怖して走りて曰く、『此れ我を殺す者なり。』と。衆人怖れて之に問ひて曰く、『麻を載する者なり。』と。髑髏走るなり。昔與に但だ行きて獨り家に還り、疑へども發けず。此を得て、遂に發露す。執りて之を殺す。更めて髑髏の喪を迎ふるなり。」と。

06
④

(一)『列異記』は不詳。『本邦殘存』史部雜傳類は、魏・曹丕撰に擬せられる(曹丕撰であるという眞偽は不明)『列異傳』を指すか、とする。ただし、魯迅『古小説鈎沈』の『列異傳』に該當條なし。類話もみつからず。

07
①

續搜神記曰襄城李願其父為人強正不信妖耶有一宅由來凶不可居者輒死父便買居之多年安吉子孫昌為二千石也會內外親戚酒食既行李乃言曰天下竟有吉凶此宅由來言凶自吾居之多安吉乃得遷官鬼為何在也語訖如廁須臾有一物如卷席大高五尺許正白便還取刀更往斫之中斷便化為兩人復橫斫之又成四便奪取刀反斫李煞其子弟九姓李必死唯異姓無他也

07
②

『續搜神記』曰、「襄城李願、其父為人強正、不信妖邪。有一宅由來凶不可居。居者輒死。父便買居之。多年安吉、子孫昌為二千石也。會內外親戚、酒食既行。李乃言曰、『天下竟有吉凶。此宅由來言凶、自吾居之多安吉、乃得遷官。鬼為何在也。』語訖、如廁。須臾有一物。如卷席大、高五尺許、正白。便還取刀、更往斫之。中斷便化為兩人、復橫斫之、又成四。便奪取刀、反斫李、殺其子弟。凡姓李必死。唯異姓無他也。」

07
③

『續搜神記』に曰く、「襄城の李願、其の父の人爲るや強正、妖邪を信ぜず。一宅の由來凶にして居るべからざる有り。居る者輒ち死す。父便ち買ひて之に居る。多年安吉にして、子

孫昌へて二千石と爲るなり。内外の親戚を會し、酒食既に行はる。李乃ち言ひて曰く、『天下竟に吉凶有らんや。此の宅由來凶と言へども、吾之に居りて自り多く安吉にして、乃ち遷官を得たり。鬼爲何れぞ在らんや。』と。語り訖りて、廁に如く。須臾にして一物有り。席を卷くが如く大にして、高さ五尺許り、正に白し。便ち還りて刀を取りて、更めて往きて之を斫る。中りて斷てば便ち化して兩人と爲り、復た横ざまに之を斫れば、又た四と成る。便ち奪ひて刀を取り、反りて李を斫り、其の子弟を殺す。凡そ姓李なるもの必ず死す。唯だ異姓他無きなり。」と。

07
④

(一) 現行十卷本『搜神後記』卷七にみえる。

08
①

又曰謝顛之家義熙七年忽有博瓦於空中擲其家物皆破敗如此積日顛之稅曰若是善神當為人作善若我有犯神事當告我罪卒有博數百枚顛之大乃出移居之百許曰顛往看宅見一人著朱衣進賢冠謂顛之曰君豈能以一食朱患之答云即舉蘿飯与之其自以衣裏之錢廿八併以与之臨吉語顛之君可還宅住顛之便移遂無復他也□□

「二」 頭注「博曰甄又甄」とあり。

08 ②

又曰、「謝顯之家、義熙七年、忽有博瓦於空中擲其家。物皆破敗。如此積日。顯之祝曰、『若是善神、當爲人作善。若我有犯神事、當告我罪。』卒有博數百枚、顯之大□乃出移居之。百許日、顯往看宅、見一人著朱衣・進賢冠。謂顯之曰、『君豈能以一食〔朱〕惠之。』答云、『即舉籬飯與之。』其自以衣裏之、錢廿八併以與之。臨告語顯之『君可還宅住。』顯之便移、遂無復他也。」

08 ③

又た曰く、「謝顯之家、義熙七年、忽ち博瓦の空中に於て其の家に擲ぐる有り。物皆破敗す。此くの如くして日を積む。顯之祝して曰く、『若し是れ善神なれば、當に人の爲に善を作すべし。若し我神事を犯すこと有れば、當に我が罪を告ぐべし。』と。卒に博の數百枚有り、顯之大いに□し、乃ち出でて移りて之に居る。百許日して、顯往きて宅を看れば、一人の朱衣・進賢冠を著くるを見る。顯之に謂ひて曰く、『君豈能く一食を以て之に惠まん。』と。答へて云ふ、『即ち籬飯を舉げて之に與へん。』と。其れ自ら衣を以て之を裏み、錢二十八を併せて以て之に與ふ。臨みて顯之に告語し、『君宅に還り

て住むべし。』と。顯之便ち移り、遂に復た他無きなり。」と。

08 ④

(一) 現行十卷本『搜神後記』にはみえず。類話もみつからず。

09 ①

甄異記曰義熙四年丹楊張炤家失衣物意人偷之忽聞空中言還汝便見所失物在故處尋又偷藏炤妾遍素不得住曰乃見兩脚在廁屋中猶隱其身炤拔刀欲斫便反取唯見刀刃來逼向人舉家驚懼太傅參□慶子自云不畏此鬼欲爲厭却往到炤家正食鬼以一升嬌載捉其杵中炤乃祀而謝之於是不復寢犯也

09 ②

『甄異記』曰、「義熙四年、丹楊張炤家、失衣物。意人偷之。忽聞空中言。『還汝。』便見所失物在故處。尋又偷藏炤妾、遍索不得。住曰、『乃見兩脚在廁屋中。猶隱其身。』炤拔刀欲斫、便反取。唯見刀刃來逼向人。舉家驚懼。太傅參□慶子自云『不畏此鬼。欲爲厭。』却往到炤家。正食鬼、以一升嬌、載捉其槃中。炤乃祀而謝之。於是不復寢犯也。」

09 ③

『甄異記』に曰く、「義熙四年、丹楊の張炤の家、衣物を失ふ。人の之を偷むを意ふ。忽ち空中の言を聞く。『汝に還さ

ん。』と。便ち失ふ所の物故處に在るを見る。尋いで又た炤の妾偷藏され、遍く索むるも得ず。住曰く、『乃ち兩脚の廁屋中に在るを見る。猶ほ其の身を隠すがごとし。』と。炤刀を抜きて斫らんと欲すれば、便ち反つて取らる。唯だ刀刃の來たりて人に逼り向かふを見る。家を擧げて驚懼す。太傳參□□慶子自ら云ふ、『此の鬼を畏れず。厭を爲さんと欲す。』と。却りて往きて炤家に到る。正に鬼を食せんとし、一升の矯を以て、載せて其の槃たらいの中に捉ふ。炤乃ち祀りて之に謝す。是に於て復た侵犯せざるなり。」と。

09④

(一)『甄異記』は、『隋志』史部雜傳類に『甄異傳』三卷晉西戎主簿戴祚撰と著録される。魯迅『古小説鈎沈』に収録される『甄異傳』には、この話はみえない。類話もみつからず。

10①

許遜別傳曰煖環居宅十年之中兒子奴婢廿人死亡是非宅之殃見有一鬼在大樹上輒為禍害伐此樹但聞樹上啾々作鼓吹音流嚮出宅去環自此平安也□□

10②

『許遜別傳』曰、「煖環居宅、十年之中、兒子奴婢廿人死亡。是非宅之殃。見有一鬼在大樹上、輒為禍害。伐此樹、但聞樹上啾啾作鼓吹、音流嚮、出宅去。環自此平安也。」

10③

『許遜別傳』に曰く、「煖環(一)の居宅、十年の中、兒子奴婢廿人死亡す。是れ宅の殃に非ず。一鬼の大樹上に在りて有るを見れば、輒ち禍害を爲す。此の樹を伐れば、但だ樹上に啾啾と鼓吹を作すを聞き、音流れ嚮むきき、宅を出でて去る。環此れ自り平安なり。」と。

10④

(一)『許遜別傳』は、『隋志』に著録なし。六朝の道士許遜の傳記と考えられる。『藝文類聚』、『太平御覽』にそれぞれ佚文がいくつかあるが、この『天地瑞祥志』の内容はみられない。『本邦殘存』史部雜傳類はこの條のみを収録する。

11①

幽明録曰王輔嗣讀易輒咲鄭玄為儒云老奴無意于時夜分忽聞外閣音須臾便進自云鄭玄責之曰君年少何輕穿數鑿久勾而妾譏極有忿色言竟使退輔嗣心生畏惡經少時遇厲疾而卒也

11 ②

『幽明録』曰、「王輔嗣讀『易』、輒笑鄭玄爲儒。云、『老奴無意。』于時夜分、忽然聞外閣音。須臾便進、自云鄭玄。責之曰、『君年少何輕穿、數鑿文句而妄譏。』極有忿色、言竟、便退。輔嗣心生畏惡。經少時、遇厲疾而卒也。」

11 ③

『幽明録』に曰く、「王輔嗣『易』を讀みて、輒ち鄭玄の儒爲るを笑ひて、云ふ、『老奴意無し。』と。時に于いて夜分、忽然と外の閣に音を聞く。須臾にして便ち進み、自ら鄭玄なりと云ふ。之を責めて曰く、『君年少にして何ぞ輕しく穿ち、數ば文句を鑿ち、妄りに譏らん。』と。極めて忿色有り、言竟はりて、便ち退く。輔嗣心に畏惡を生ず。少時を経て、厲疾に遇ひて卒するなり。」と。

11 ④

(一) 『幽明録』(魯迅『古小説鈞沈』では第九八條。『藝文類聚』卷七九・靈異部下・神、『太平御覽』卷八三三、『續談助』卷四所引)にみえる。

12 ①

幽明録曰有新死鬼未半年形瘦疲忽見生時友人死鬼來廿年肥

健相問新鬼曰餓殆不自存若知方便久鬼云此甚易耳但爲人作恠人必怖當与卿食新鬼往入東頭一家奉佛不得恠進西廂有磨^二鬼如人推家主言鬼神助磨至暮磨數十斛麥鬼疲頓乃去遂罵久鬼卿何誰我助人不得一飲久鬼曰卿自不遇耳此二家奉佛道以至心能減^三動天地今去可覓門前竹竿家往爲作恠即往果門入見一女子共食鬼便令空中行其家見之惶怖生來未有此恠卜占云有客鬼素食可打物并甘菓酒飯於中逆祀之鬼果大得食此後恒作妖恠是鬼之業也

「一」魔歟との傍書あり。ただし、文意からすれば、「磨」のままでもよい。

「二」感歟との傍書あり。

12 ②

『幽明録』曰、「有新死鬼。未半年、形瘦疲。忽見生時友人死鬼。來廿年、肥健。相問。新鬼曰、『餓殆不自存。若知方便。』久鬼云、『此甚易耳。但爲人作恠。人必大怖、當與卿食。』新鬼往入東頭一家。奉佛不得恠。進西廂、有磨。鬼如人推。家主言、『鬼神助磨。』至暮、磨數十斛麥。鬼疲頓乃去。遂罵久鬼。『卿何誰我助人不得一飲。』久鬼曰、『卿自不遇耳。此二家奉佛・道、以至心能感動天地。今去可覓門前竹竿家往爲作恠。』即往果門入、見一女子共食。鬼便令空中行。其家見之惶怖。生來

未有此怪。ト占云、『有客鬼索食。可打物并甘菓酒飯、於中庭祀之。』鬼果大得食。此後恒作妖怪。是鬼之業也。」

12 ③

『幽明録』に曰く、「新(一)たに死する鬼有り。未だ半年ならずして、形瘦せ疲る。忽ち生時の友人の死鬼に見ふ。來たること廿年、肥健なり。相ひ問ふ。新鬼曰く、『餓えて殆ど自ら存せず。若(二)方便を知るやいなや。』と。久鬼云ふ、『此れ甚だ易きのみ。但だ人の爲に怪を作さば、人必ず大いに怖れ、當に卿に食を與ふべし。』と。新鬼往きて東頭の一家に入る。佛を奉じて怪しむを得ず。西廂に進みて、磨有り。鬼人の如く推す。家主言ふ、『鬼神磨を助く。』と。暮に至るまで、數十斛の麥を磨す。鬼疲頓し乃ち去る。遂に久鬼を罵る。『卿何すれば誰か我人を助けて一飲も得ざらん。』と。久鬼曰く、『卿自ら遇はざるのみ。』と。此の二家佛・道を奉じ、至心を以て能く天地を感動す。今去りて門前に竹竿ある家を見めて往きて爲に怪を作すべし。』と。即ち往きて果して門に入れば、一女子の共に食するを見る。鬼便ち空中を行かしむ。其の家之を見て惶怖す。生來未だ此の怪有らず。ト占云ふ、『客鬼の食を索むる有り。物を打ち甘菓酒飯を并べて、中庭に於て之を祀るべし。』と。鬼果して大いに食を得たり。此の後恒に

妖怪を作す。是れ鬼の業なり。」と。

12 ④

(一) 『幽明録』(魯迅『古小説鈞沈』では第二五五條。『太平廣記』卷三二一・鬼六所引)にみえる。

13 ①

京房易曰鬼夜哭何君有尸祿臣有素飡朝有苞苴員乘之人賢知異望萬民永畔則致鬼哭不救疾病大行國將虛空其救賢正位舉士爭博問遇求福易曰載鬼一車遇雨則吉者陰陽和為雨是君臣和乃鬼灾消也

金海曰鬼哭晝夜聲不出一年兵戰

董仲舒五行逆從曰人君藺宗廟不禱各及於水則鬼夜哭

淮南子曰倉頡作書鬼夜哭□□

晉陽秋曰苻堅未敗長安市鬼夜哭一月乃止

鬼夜呼人長子名曰白頭雞之精以狗屎塗門則已鬼夜呼人父名黑頭雞之精合□塗門自死則已鬼夜呼人母□名黃雞赤頭之精取其尾著竈上煞之鬼夜呼中子名白腹黑毛赤雞之精煞之則已夜見女子戴燭行者視其所入中有玉白頭丈人好舂者人見以拔呼宜禾槩室中有鬼則聞鼓聲以家應之則已鬼夜轉人門以桃弓葦矢射之「一」「母」、尊經閣本は「母」に作る。

13 ②

『京房易』曰、「鬼夜哭、何。君有尸祿、臣有素餐、朝有苞苴。員乘之人、賢知異望。萬民永畔、則致鬼哭。不救、疾疢大行、國將虛空。其救、賢正位、舉士爭博、問遇求福。」『易』曰、「載鬼一車、遇雨則吉者。」陰陽和爲雨。是君臣和、乃鬼災消也。

『金海』曰、「鬼哭晝夜聲、不出一年、兵戰。」

董仲舒五行逆順曰、「人君簡、宗廟不禱、咎及於外、則鬼夜哭。」

『淮南子』曰、「倉頡作書、鬼夜哭。」

『晉陽秋』曰、「苻堅未敗、長安市、鬼夜哭。一月乃止。」

鬼夜呼人長子名、曰白頭雞之精。以狗屎塗門、則已。鬼夜呼人父名、黑頭雞之精、合口塗門、自死、則已。鬼夜呼人母名、黃雞赤頭之精。取其尾著竈上、殺之。鬼夜呼中子名、白腹黑毛赤雞之精。殺之、則已。夜見女子戴燭行者、視其所入中、有玉白頭。丈人好春者、人見以拔呼、宜禾穀。室中有鬼、則聞鼓聲。以家應之、則已。鬼夜搏人門、以桃弓・葦矢射之。

13 ③

『京房易』に曰く、「鬼夜に哭すとは、何ぞ。君に尸祿有り、臣に素餐有り、朝に苞苴有り。員乘の人と、賢知と望を

異にす。萬民永へに畔そむけば、則ち鬼の哭するを致す。救はざれば、疾病大に行はれ、國將に虚空ならんとす。其の救ひは、賢位を正し、士を擧げて博を争はしめ、遇を問ひて福を求むるなり」と。『易』に曰く、「鬼を載すること一車、雨に遇へば則ち吉なる者なり。」とは、陰陽和して雨と爲る。是れ君臣和すれば、乃ち鬼災消ゆるなり。

『金海』に曰く、「鬼晝夜に哭して聲あらば、一年を出でずして、兵戰ふ。」と。

董仲舒五行逆順に曰く、「人君簡にして、宗廟禱らず、咎外に及べば、則ち鬼夜哭す。」と。

『淮南子』に曰く、「倉頡書を作りて、鬼夜哭す。」と。

『晉陽秋』に曰く、「苻堅未だ敗れざりしとき、長安市、鬼夜哭す。一月して乃ち止む。」と。

鬼夜に人の長子の名を呼ぶは、白頭雞の精と曰ふ。狗屎を以て門に塗れば、則ち已む。鬼夜に人の父の名を呼ぶは、黑頭雞の精なり。口を合して門に塗れば、自ら死して、則ち已む。鬼夜に人の母の名を呼ぶは、黃雞赤頭の精なり。其の尾を取りて竈の上に著くれば、之を殺す。鬼夜に中子の名を呼ぶは、白腹黑毛赤雞の精なり。之を殺せば、則ち已む。夜女子の燭を戴せて行く者を見、其の入る所の中を視れば、玉の

白頭有り。丈人の春づくを好む者、人見るれば、拔を以て呼ばば、禾穀に宜し。室中に鬼有れば、則ち鼓聲を聞く。家を以て之に應ずれば、則ち已む。鬼夜人門を搏てば、桃弓・葦矢を以て之を射る。

13④

(一)『隋書』卷二三、五行志下「夜妖」に「京房『易飛候』曰、「鬼夜哭、國將亡。」とある。また、『唐開元占經』卷一一三・鬼吟哭、『周易』上九にも文の一部について類似表現がみえる。

(二)『金海』は『隋志』子部兵家類に著録される。三十卷。蕭吉撰。『本邦殘存』にこの條が収録される。他に類書の引用なし。

(三)五行逆順は、董仲舒『春秋繁露』の篇名であり、この文がみえる。また、この文は、『唐開元占經』卷一一三・鬼吟哭及び、『太平御覽』卷八八三に引用される。

(四)『淮南子』本經訓にみえる。

(五)『說郛』第五十九『續晉陽秋』に類似表現がみえる。『唐開元占經』卷一一三・鬼吟哭及び『淵鑑類函』卷三二〇・靈異部一・鬼二は、同文を『晉陽秋』のものとする。また『唐開元占經』では、(一)の京房の引用文の間に

『晉陽秋』曰、符堅未敗、常安市鬼夜哭、一月乃止。」と引用されている。

(六)出處不詳。『天地瑞祥志』同卷、物精項に引用される『白澤精怪圖』に類似した諸々の精に關する文章がある。

14①

抱朴子曰以明鏡懸於背後則老魅不敢近人也

14②

『抱朴子』曰、「以明鏡懸於背後、則老魅不敢近人也。」

14③

『抱朴子』に曰く、「^(一)明鏡を以て背後に懸くれば、則ち老魅敢て人に近づかざるなり。」と。

14④

(一)『抱朴子』内篇登涉篇にみえる。

15①

莊子曰磔雞於戶懸葦其上啗桃其旁連灰其下童子人而不畏鬼而鬼畏之是智不如童子也

括地圖曰桃都山有大桃樹枝三千里上有金雞下有二神へ一名鬱一名壘並執葦索伺不祥之鬼天將平旦金雞飛下食諸惡鬼

見金雞二神皆走遠去之故天下有惡疫病者以神名葦索金雞之字懸門戸之上也

15②

『莊子』曰、「磔雞於戸、懸葦其上、挿桃其旁、連灰其下、童子入而不畏鬼、而鬼畏之。是智不如童子也。」

『括地圖』曰、「桃都山有大桃樹、枝三千里、上有金雞、下有二神（一名鬱、一名壘）竝執葦索、伺不祥之鬼。」天將平旦、金雞飛下、食諸惡鬼。鬼見金雞・二神皆走、遠去。之故天下有惡疫病者、以神名葦索・金雞之字、懸門戸之上也。

15③

『莊子』に曰く、「雞を戸に磔け、葦を其の上に懸け、桃を其の旁に挿し、灰を其の下に連ぬれば、童子入りて鬼を畏れず、而れども鬼之を畏る。是れ智童子に如かざればなり。」と。

『括地圖』に曰く、「桃都山に大桃樹有り、枝三千里、上に金雞有り、下に二神有り（一名鬱、一名壘）竝びに葦索を執りて、不祥の鬼を伺ふ。」と。天將に平旦ならんとするとき、金雞飛び下り、諸惡鬼を食らふ。鬼金雞・二神を見て皆走り、遠くに去る。之故に天下に惡疫病有れば、神名の葦索・金雞の字を以て、門戸の上に懸くるなり。

15④

(一) 現行『莊子』にはみえず。梁・宗懷『荆楚歲時記』正月七日頃の隋・杜公瞻注及び『藝文類聚』卷八六・菓部上・桃に『莊子』からとして引用される。

(二) 無名氏撰『括地圖』は『隋志』に著録なし。梁・宗懷『荆楚歲時記』正月七日隋・杜公瞻注にこの文に類似した佚文がみえる。また、同じような『括地圖』の佚文が『太平御覽』卷二九・時序部十四・元日、『類說』卷六、『天中記』卷四・元日などに引用される。『括地圖』を出處とするのでなければ、桃都山についての同言説（鬼に関する内容は含まれないこともある）は、晉・郭氏撰『玄中記』、晉・袁山松撰『郡國志』、梁・任昉撰『述異記』卷下、梁・元帝蕭繹撰『金樓子』卷五など（前二者は類書引用の佚文）にもみえる。似たような文が『論衡』が引く『山海經』にもある。鬼門の故事である。

(三) 「天將平旦」以下は、『括地圖』の佚文としてみつけられ、他の書を出典としている可能性がある。ただし、いまのところ出典は見つかっていない。

七、魂魄

〔概要〕魂魄についての言説を載せる。引用されるのは、『春秋左氏傳』及び『楚辭』「招魂」のみである。『楚辭』は王逸注を引用しながらも、一部に京房や洪範の言説などを利用して薩守真によるオリジナルの注がまじる。(佐野誠子)

01①

魂魄へ胡昆反平普格反入

左氏傳昭七年子產對趙景子曰人生始化曰魄既生魄陽曰魂へ杜預曰魄形也陽氣用物精多則魂強是以有精爽至於神明返失返婦強死其魂魄獨能憑依於人以爲淫厲況復良雷乎□□

01②

魂魄へ胡昆反、平。普格反、入。へ

『左氏傳』昭七年、「子產對趙景子曰、『人生始化曰魄、既生魄。陽曰魂。へ杜預曰、「魄、形也。陽、氣。」用物精多、則魂強。是以有精爽至於神明。匹夫匹婦強死、其魂魄獨能憑依於人、(以)以爲淫厲。況復良雷乎。』」

01③

魂魄へ胡昆の反、平。普格の反、入。へ

『左氏傳』昭七年に、「子產趙景子に對して曰く、『人生ま

れて始めて化するを魄と曰ひ、既に魄を生ず。陽を魂と曰ふ。へ杜預曰く、「魄は、形なり。陽は、氣なり。」と。物を用ふるに精多ければ、則ち魂強し。是を以て精爽の神明に至る有り。匹夫匹婦も強死すれば、其の魂魄獨り能く人に憑依して、以て淫厲を爲す。況んや復た良雷をや。』と。

01④

(一)胡昆反は、『玉篇』卷二十「魂」字に、「胡昆切」の音注がある。

(二)普格反は、『玉篇』卷二十「魄」字に、「普格切」の音注がある。

(三)『春秋左氏傳』昭公七年にみえる。注も同箇所の杜預注にみえる。

02①

昭廿五年春魯叔孫昭子聘于宋と元公與燕飲酒樂語相泣へ師古曰昭子叔孫婁也元公宋平公子也相泣相對而俱泣也樂祁佐へ師古曰樂祁宗司城子梁也佐と酒之也告人曰今茲君與叔孫其皆死乎吾聞之哀樂而樂哀皆喪心也へ師古曰哀樂可樂而反哀也樂哀可哀而反樂也喪失也心之精爽是謂魂と魄と去之何以能久冬十月叔孫昭子死十一月宋元公卒

02 ②

昭廿五年春、魯叔孫昭子聘于宋。宋元公與燕、飲酒樂、語相泣。〈師古曰、「昭子、叔孫婣也。元公、宋平公子也。相泣、相對而俱泣也。」〉樂祁佐。〈師古曰、「樂祁、宋司城子梁也。佐、佐酒。」之也。〉告人曰、「今茲君與叔孫其皆死乎。吾聞之、哀樂而樂哀、皆喪心也。〈師古曰、「哀樂、可樂而反哀也。樂哀、可哀而反樂也。喪、失也。」〉心之精爽、是謂魂魄。魂魄去之、何以能久。」冬十月、叔孫昭子死。十一月、宋元公卒。

02 ③

昭廿五年春、魯の叔孫昭子宋に聘せらる。宋の元公與ともに燕し、酒を飲みて樂しみ、語りて相ひ泣く。〈師古曰く、「昭子は、叔孫婣なり。元公は、宋の平公子なり。相ひ泣くは、相ひ對して俱に泣くなり。」と。〉樂祁たす佐く。〈師古曰く、「樂祁は、宋の司城子梁なり。佐は、酒を佐く。」と。之なり。〉人に告げて曰く、「今茲に君と叔孫と其れ皆死するか。吾之を聞く、樂しきを哀しみて哀しきを樂しむ、皆心を喪ふなり。〈師古曰く、「樂しきを哀しむは、樂しむべくして反りて哀しむなり。哀しきを樂しむは、哀しむべくして反りて樂しむなり。喪は、失なり。」と。〉心の精爽、是れ魂魄と謂ふ。魂魄之を去れば、何ぞ以て能く久しからん。」と。冬十月、叔孫昭子死す。十一

月、宋の元公卒す。

02 ④

(一)『春秋左氏傳』昭公二十五年及び『漢書』卷二七下之上、五行志下之上にみえる。注は『漢書』につけられた顏師古注によつてゐる。

*03は『楚辭』「招魂」及びその後漢・王逸注をとるところ省略しつゝ連続して引用する。長いため、七つに分節する。

03 1 ①

楚辭招魂者宋玉之所作也。〈以乎。〉曰招以言曰召。魂者身之精也。宋玉憐哀屈原忠而片弃憂愁山澤魂魄放逸厥命將落故作招魂欲以復其精神延其年壽外陳四方之美以諷陳懷王冀其覺悟而還之也。

〔一〕「乎」、尊經閣本は「手」に作る。

03 1 ②

『楚辭』、招魂者、宋玉之所作也。〈以手曰招、以言曰召。〉魂者、身之精也。宋玉憐哀屈原忠而斥棄、憂愁山澤、魂魄放逸、厥命將落。故作「招魂」。欲以復其精神、延其年壽。外陳四方之美、内崇楚國之美、以諷陳懷王。冀其覺悟而還之也。

03-1③

『楚辭』に、^(二)招魂は、宋玉の作る所なり。〈手を以てするを招と曰ひ、言を以てするを召と曰ふ。〉魂は、身の精なり。宋玉屈原の忠にして斥け棄てられ、山澤に憂愁し、魂魄放逸し、厥の命將に落ちんとするを憐哀す。故に「招魂」を作る。以て其の精神を復し、其の年壽を延ばさんと欲す。外は四方の惡を陳べ、内は楚国の美を崇^{とと}びて、以て陳の懷王を諷す。其の覺え悟りて之を還さんことを冀ふなり。

03-1④

(一) 『楚辭』「招魂」王逸による序文部分にみえる。

03-2①

清以廉潔子〈不求曰清不愛曰廉不汙曰潔也〉身服義而未沫
 へと己也言身服仁義之曾有解己之時也主此盛德子牽於俗而蕪
 穢〈不治曰蕪草多曰穢之也〉上無所考此盛德子〈考校〉長離殃
 而愁苦〈言己行忠信而遇闇主上无所校己之盛德長遭殃怒苦而
 已〉帝吉巫陽〈帝謂天帝也女曰巫陽其名也〉曰有人於下我欲
 輔之〈人謂賢人屈原也帝吉巫陽賢人在下方我欲輔盛其志以厲
 黎民也〉魂魄離散女筮弔^(三)之〈魂者身之精魄者性之決所以經
 緯五藏保守形體也筮問占也言天帝哀屈原魂魄散使巫陽占求婦

其身之也〉巫陽對曰掌夢〈言招魂者本掌夢之官所主職也〉上

帝其命難從〈天帝難從掌夢之官欲使巫陽之也〉若必筮與之恐
 後謝不能復用巫陽〈謝去也巫陽言如必欲先巫聞求魂所在然後
 与之恐後世怠懈必去卜筮之法不能脩用但招之可也〉

〔一〕「弔」、尊經閣本は「予」に作る。

03-2②

清以廉潔兮、〈不求曰清、不受曰廉、不汚曰潔也。〉身服義
 而未沫。〈沫、已也。言身服仁義未會有懈己之時也。〉主此盛
 德兮、牽於俗而蕪穢。〈不治曰蕪、草多曰穢。之也。〉上無所
 考此盛德兮、〈考、校。〉長離殃而愁苦。〈言己行忠信、而遇闇
 主、上無所校己之盛德、長遭殃怒苦而已。〉帝告巫陽、〈帝、謂
 天帝也。女曰巫、陽、其名也。〉曰、有人於下、我欲輔之。〈人
 謂賢人。則屈原也。帝告巫陽賢人在下方、我欲輔盛其志、以
 厲黎民也。〉魂魄離散。女筮予之。〈魂者、身之精。魄者、性
 之決。所以經緯五藏、保守形體也。筮、問占也。言天帝哀屈
 原魂魄散、使巫陽占、求歸其身。之也。〉巫陽對曰、掌夢。〈言
 招魂者、本掌夢之官所主職也。〉上帝其命難從。〈天帝難從掌
 夢之官、欲使巫陽。之也。〉若必筮與之、恐後謝、不能復用巫
 陽。〈謝、去也。巫陽言、如必欲先巫、聞求魂所在、然後與
 之、恐後世怠懈。必去卜筮之法、不能脩用。但招之可也。〉

清らかにして以て廉潔に。〈求めざるを清と曰ひ、受けざるを廉と曰ひ、汚れざるを潔と曰ふなり。〉身は義を服して未だ沫^やめず。〈沫は已なり。言ふところは身は仁義を服し未だ會て懈たり已むの時有らざるなり。〉此の盛徳を主どり、俗に牽かれて蕪穢す。〈治めざるを蕪と曰ひ、草多きを穢と曰ふ。之なり。〉上此の盛徳を考ふる所無く、〈考は、校なり。〉長く殃^{わざわい}に離^{わか}りて愁ひ苦しむ。〈言ふところは己忠信を行へども、闇主に遇ひ、上に己の盛徳を校する所無く、長らく殃に遭ひて怒苦するのみ。〉帝巫の陽に告げて、〈帝は、天帝を謂ふなり。女を巫と曰ひ、陽は、其の名なり。〉曰く、人の下に有り、我之を輔けんと欲す。〈人は賢人を謂ふ。則ち屈原なり。帝巫の陽に賢人下方に在りと告げ、我其の志を盛んにするを輔け、以て黎民を厲まさんと欲するなり。〉魂魄離散す。女^{なむ}筮^せして之に予へよ。〈魂は、身の精なり。魄は、性の決なり。五藏の經緯する所以にして、形體を保守するなり。筮は、問占するなり。言ふところは天帝屈原の魂魄の散じるを哀れみ、巫の陽をして占はしめ、其の身に歸るを求む。之なり。〉巫の陽對へて曰く、掌夢なり。〈言ふところは招魂は、本と掌夢の官の主職する所なり。〉上帝其の命に従ひ難し。〈天帝掌夢

の官に従ひ難く、巫の陽を使はんと欲す。之なり。〉若し必ず筮して之を與ふれば、恐らく謝^まるに後^{おく}れ、復た巫の陽を用ふる能はざらん。〈謝は、去なり。巫の陽言ふ、『如^もし必ず巫を先んぜしめんと欲して、魂の所在を求むるを聞き、然る後に之を與ふれば、後世の怠懈するを恐る。必ず卜筮の法を去り、脩用する能はず。但だ之を招く可なり。』と。〉

03-2④

(一)『楚辭』「招魂」。注も王逸注にみえる。

03-3①

乃下招曰〈巫陽受天帝之命目下招屈原之魂之也〉魂兮歸來〈還歸屈原身也〉去君之恒幹^{へんかん}〈體也〉何為四方〈言何為去君之常體而遠之四方乎夫人須魂而生魂魄待人而榮二者別離令^二則隕零也〉舍君之樂處而離彼不祥〈君者楚君〉
 「二」「令」、尊經閣本は「命」に作る。

03-3②

乃下招曰、〈巫陽受天帝之命、目下招屈原之魂。之也。〉魂兮歸來、〈還歸屈原身也。〉去君之恒幹、〈幹、體也。〉何為四方、〈言何為去君之常體而遠之四方乎。夫人須魂而生、魂待人

而榮。二者別離、命則隕零也。〓舍君之樂處而離彼不祥。〓君者、楚君。〓

03-3③

乃ち下り招きて曰く、〓巫の陽天帝の命を受け、目下屈原の魂を招く。之なり。〓魂よ歸り來たれ、〓屈原の身に還り歸すなり。〓君の恒幹を去り、〓幹は、體なり。〓何爲れぞ四方し、〓言ふところは何爲れぞ君の常體を去りて速く四方に之くか。夫れ人須らく魂ありて生じ、魂人を待ちて榮ふべし。二者別離すれば、命則ち零に隕つるなり。〓君の樂處を捨てて、彼の不祥に離る。〓君は、楚君なり。〓

03-3④

(一) 『楚辭』「招魂」。注も王逸注にみえる。

03-4①

魂兮歸來東方不可以託長人刃唯是索〓言東方有長人國求人魂而食之也〓十日代出流金鏐石〓守曰其國君闇群臣争起故京房易伝曰无道之臣与君争起其日七八並出之也〓

03-4②

魂兮歸來、東方不可以託、長人刃、唯是索。〓言東方有長人國、求人魂而食。之也。〓十日代出、流金鏐石。〓守曰、「其國

君闇、群臣争起。故京房『易傳』曰、「無道之臣與君争起、其日七八竝出。」〓之也。〓

03-4③

魂よ歸り來たれ、東方以て託すべからず、長人は刃、唯だ是れ索む。〓言ふところは東方に長人國有り、人の魂を求めて食らふ。之なり。〓十日代はるがはる出で、金を流し石を鏐かす。〓守曰く、「其の國君闇なれば、群臣争ひ起つ。故に京房『易傳』に曰く、「無道の臣と君と争ひ起てば、其の日七八竝びに出づ。」〓と。之なり。〓

03-4④

(一) 『楚辭』「招魂」および王逸注。

(二) 京房『易傳』は、王逸注にはないもの。『唐開元占經』卷六に京氏日として引用されている文に類似の表現がある。

03-5①

魂兮歸來南方不可以止得人以祀以其灾骨爲醢〓言南方之俗人无信不可久留止也〓蝮蛇奏封椽〓千里〓守曰蝮首大如臂身廣三寸毒虵煞人也藁々衆盛貞也封狐窟也言南狐也言南方之國君失國家之礼故洪範曰人君不得〓〓〓〓〓〓龍虵之孽兮也棄妖狐自遠方來告其君惡之也〓

「二」原文判読し難し。下に「祿款」との書き込みあり。

03-5②

魂兮歸來、南方不可以止。得人肉以祀、以其肉骨爲醢。〈言南方之俗人無信、不可久留止也。〉蝮蛇秦秦、封狐千里。〈守曰、「蝮首大如臂、身廣三寸、毒蛇殺人也。秦秦、衆盛貌也。封狐、窟也、言南狐也。言南方之國君、失國家之禮。故洪範曰、「人君不得龍蛇之孽兮也。」棄妖狐、自遠方來、告其君惡。」之也。〉

03-5③

魂よ歸り來たれ、南方以て止まるべからず。人肉を得れば祀を以てし、其の肉骨を以て醢と爲す。〈言ふところは南方の俗人信無く、久しく留止すべからざるなり。〉蝮蛇秦秦として、封狐は千里なり。〈守曰く、「蝮は首大なること臂の如く、身廣さ三寸、毒蛇人を殺すなり。秦秦は、衆の盛んなる貌なり。封狐は、窟なり、南の狐を言ふなり。言ふところは南方の國君、國家の禮を失ふ。故に洪範曰く、「人君龍蛇の孽を得ざるなり。」と。妖狐を棄て、遠方自り來たる、其れ君の惡を告ぐ。」と。之なり。〉

03-5④

(一)『楚辭』「招魂」および王逸注にみえる。

(二)「守曰」で引用されている蝮の解説は、『爾雅』の蝮虺の説明に類似内容がみえる。

(三)洪範曰の部分は、出典未詳。

03-6①

魂兮歸來兮西方之國五穀不生敢蕪是食其土爛人求水無所得。〈守曰敢小葉草名也蕪香蘭之類也西方之國有常旱災洪範曰刑罰妄加羣陰不附則陽氣勝故常旱傷百穀但食草木其穴不能熱燠燠如爛之也。〉

03-6②

魂兮歸來兮、西方之國五穀不生、敢蕪是食。其土爛人、求水無所得。〈守曰、「敢、小葉草名也。蕪、香蘭之類也。西方之國、常有旱災。洪範曰、「刑罰妄加、群陰不附、則陽氣勝。故常旱傷百穀。但食草木、其肉不能熱。燠猶如爛。」之也。〉

03-6③

魂よ歸り來たれ、西方の國五穀生ぜず、敢蕪是れ食らふ。其の土は人を爛れしめ、水を求むれども得る所無し。〈守曰く、「敢は、小葉の草の名なり。蕪は、香蘭の類なり。西方の國、常に旱災有り。洪範曰く、「刑罰妄りに加へ、群陰附せ

ざれば、則ち陽氣勝る。故に常に早し百穀を傷る。但だ草木を食らひ、其の肉熱する能はず。燠は猶ほ爛の如し。』と。之なり。〽

03 | 6 ④

(一) 『楚辭』「招魂」および王逸注にみえる。

(二) 敢葦の説明は、『爾雅』「葦、小葉也。」という表現がみえる。また、『広韻』上平聲二十七刪には「葦、香草。」とある。

(三) 洪範曰の部分は、『漢書』卷二七中之上、五行志中之上にみえる。ただし、洪範五行傳からの引用ではなく、『漢書』五行志中の「説」(洪範五行傳の解説)部分。『漢書』で「説曰」が脱落しているために誤讀したか。

03 | 7 ①

魂兮歸來北方不可以止增冰峨々飛雪千里 〽守曰北方之國有常寒灾漢五行志聽不明是謂不謀厥罰恒寒也秦始皇其政忽暴則夏寒有凍死者此類也 〽魂兮歸來及故居 〽守曰楚君貴其才士而天弃忌也 〽云々 〽爰死人招魂埋在葬書又有招魂丸在醫方之也 〽

03 | 7 ②

魂兮歸來、北方不可以止。增冰峨峨、飛雪千里。 〽守曰、「北方之國、常寒災。『漢五行志』聽不明、『是謂不謀、厥罰恒寒也。』秦始皇其政忽暴、則夏寒有凍死者、此類也。」 〽魂兮歸來反故居。 〽守曰、「楚君貴其才士而天棄忌也。」 〽云云。 〽爰死人招魂埋在葬書。 又有招魂丸。 在醫方。 之也。 〽

03 | 7 ③

魂よ歸り來たれ、北方以て止まるべからず。増氷は峨峨とし、飛雪は千里なり 〽守曰く、「北方の國、常寒の災有り。『漢五行志』聽不明に、『是れ謀らずと謂ひ、厥の罰は恒寒なり。』と。秦の始皇其の政忽ち暴なれば、則ち夏寒く凍死する者有るは、此の類なり。」と。 〽魂よ歸り來たり、故居に反れ。 〽守曰く、「楚君其の才士を貴ぶも天忌を棄つるなり。」と。 〽云々。 〽爰に死人の招魂葬書に埋在す。 又た招魂丸有り。 醫方に在り。 之なり。 〽

03 | 7 ④

(一) 『楚辭』「招魂」および王逸注にみえる。
(二) 『漢五行志』の部分は、『漢書』卷二七中之下、五行志中之下にみえる。また『太平御覽』卷八七九・咎徵部六・寒でも洪範『五行傳』曰、として同内容があり、續いて

『史記』の秦始皇帝時の大寒の記事が引用されているこ

と、この注釈と共通している。

(三) 招魂丸なる薬に関しては、他に記述を見つけれなかった。

八、物精

〔概要〕

本項目は「物精」、すなわち所謂「老物の精」に關する諸書の記述を集めたものである。冒頭の『抱朴子』の引用にみえるように、あらゆる年経りたる動植物や礦物、器物、建造物は、その精が人の姿を象り、遂には人々を惑わし、害するものと考えられた。尤も物精は、人の姿だけでなく、動物や器物、また様々な異形の姿を取ることもあったが、いずれにしても、こうした物精から身を守るための知識が平生から求められた譯である。とりわけ修行のために深山に入る神仙道家には、それは必須の技能であった。本項に『抱朴子』登涉篇からの引用が多くみえるのは、そうした事情からである。

引用元は『抱朴子』をはじめ、『山海經』『白澤圖』『玄中記』が中心である。このうち『白澤圖』『玄中記』は既に散佚しており、特に『白澤圖』については、他書にみえない佚文が多く

載録されており、たいへん貴重である。ただし、こうした對校資料のない佚文では、意味の通じない字句を改めることが出来ず、ときおり苦しい訓讀になっているところがある。この點はどうか御諒解頂きたい。

なお體例上では、判別しがたいが、出典やその佚文と照らし合わせてみると、所どころに書名が脱落したと思われる個所が見受けられた。この點については、判断できる限り④に注記した。そのほか、本項目の整理にあたり、凡例に加えて次の点を補足しておきたい。

まず『玄中記』『白澤圖』は、佚書のため、前者は魯迅輯『古小説鈎沈』、後者は拙稿『白澤圖』輯校―附解題⁽¹⁾及び游自勇『白澤圖』與『白澤精怪圖』關係析論⁽²⁾にそれぞれ収録の輯本を参照した。その上で、適宜、原典に當たった。

原典の確認は、基本的には各輯本に注記された出典の範圍に留めたが、『古小説鈎沈』と游氏輯本は卷數のみの記載のため、巻に加えて、篇・部・類・條などを補足した。また『抱朴子』のみ王明『抱朴子内篇校釋(增訂本)』(新編諸子集成、中華書局、一九八五年版)により頁數を付した。輯本の卷數表記が誤っている場合は特に断りなく改めている。

なお本譯注の編集方針により、對校資料の原文は掲載しな

かったが、特に必要な箇所のみ、④に一部の原文を引用するなどし、『天地瑞祥志』との字句の異同を示した。

そのほか、異體字の確認にあたっては、臺灣教育部『異體字字典』データベース^(三)を参照した。(佐々木聡)

(一)『東北大學中國語學文學論集』第一四號(二〇〇

九)所收。東北大學リポジトリ TOUR より閲覧可能

(<http://ir.library.tohoku.ac.jp/re/handle/10097/49024>)

これ以前の輯本については拙稿の解題一一四頁を参照されたい。

(二)『出土文獻研究』第十輯(二〇一一)所收。なお游氏輯本では、拙輯本との相違点は、誤りも含め細かく御指摘を頂いた。本稿の作成に当たっても游氏輯本を参照したが、拙輯本からの改訂點や游氏輯本との相違を全て書くとはあまりに煩雜に過ぎるため、單純な斷句や誤字の訂正などは特に注記しなかった。ただし、理校による校訂などで游氏の解釋を下敷きにした箇所は注記した。

(三)臺灣教育部『異體字字典』

<http://dict.variants.moe.edu.tw/main.htm>

01 ①

物精〈子盈反平〉

抱朴子曰万物之老者其精悉能假託人形以惑人唯不能於鏡中易其形耳是以古之人入山道士皆明鏡懸於背後則老魅不敢近人也昔張盍躄及偶家成二人並行山忽有一人著黃衣到其前曰勞乎道士於是二人視鏡中乃庶也因曰汝是老庶何敢詐為人形乃即走去

01 ②

物精〈子盈反、平〉

『抱朴子』曰、「萬物之老者、其精悉能假託人形、以惑人。唯不能於鏡中易其形耳。是以古之(人)入山道士皆明鏡懸於背後。則老魅不敢近人也。」昔張盍躄及偶家成二人、並行山、忽有一人著黃衣、到其前曰、「勞乎道士。」於是、二人視鏡中乃鹿也。因曰、「汝是老鹿、何敢詐爲人形。」乃即走去。」

01 ③

物精^(一)〈子盈の反、平〉

『抱朴子』に曰く、「萬物の老いたる者は、其の精悉く能く人形に假託し、以て人を惑はす。唯だ鏡中に於いて其の形を易ふるのみ。是を以て古への山に入る道士は皆な明鏡もて背後に懸く。則ち老魅敢へて人に近かざるなり。」と。一昔、張盍躄及び偶家成の二人、並びに山を行くに、忽として一人の

黄衣を著るもの有り、其の前に到りて曰く、『勞なるかな、道士よ。』と。是に於いて、二人鏡中を視るに乃ち鹿なり。因りて曰く、『汝是れ老鹿なり、何ぞ敢へて詐りて人形を爲すや。』と。乃ち即ち走り去る。」と。

01④

- (一) 『廣韻』卷二に「精、子盈切」とみえる。
(二) 『抱朴子』登涉篇・三〇〇頁。「以惑人」は『抱朴子』は「以眩惑人目而常試」に作る。『抱朴子』は「明鏡」の下に「徑九寸已上」の五字がある。

- (三) 『抱朴子』登涉篇・三〇〇頁。本條は『抱朴子』は「昔張蓋躡及偶高成二人、竝精思於蜀雲臺山石室中、忽有一人著黄練單衣葛中、往到其前曰、「勞乎道士。乃辛苦幽隱。」於是二人顧視鏡中、乃是鹿也。因問之曰、「汝是山中老鹿、何敢詐爲人形。」言未絶、而來人即成鹿而走去。」に作り、異同や節略がかなりみえる。

02①

玄中記曰山精如人一足長三四人食山蟹夜行晝藏人晝日不見夜聞其聲如鬼神千歲蟾蜍食之名曰山滲也

02②

『玄中記』曰、「山精如人一足、長三四尺[□]。食山蟹。夜行晝藏、人晝日不見、夜聞其聲、如鬼神。千歲蟾蜍、食之。名曰山滲也。」

02③

『玄中記』に曰く、^(一)「山精人の一足なるが如し。長三四尺にして、山蟹を食ふ。夜行き晝藏るれば、人晝日に見ず、夜其の聲を聞くに、鬼神の如し。千歳の蟾蜍之を食ふ。名は山滲と曰ふなり。」と。

02④

- (一) 魯迅『古小説鈎沈』所輯『玄中記』第五七條。本條は『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『玄中記』、また『杜工部草堂詩箋』卷三「陪鄭廣文遊何將軍山林十首」第八首「山精白日藏」句の注に『元中記』として引かれる。
なおいずれも「如鬼神」の三字、「名曰山滲也」の五字は無し。

03①

抱朴子内篇曰山精形如小兒而獨足、向後喜來犯人、入夜聞其聲、咲語其名曰蚊知而呼即不敢犯人也、一名熱穴亦可呼也、又山精或如鼓赤色一足名曰暉、又或如人長九尺衣裘戴笠名曰今累、又

或如今龍而五色赤角名曰飛龍見之皆其名呼之不敢為害也

03 ②

『抱朴子』内篇曰、「山精形如小兒而獨足、足向後、喜來犯人。人入山夜聞其聲咲語、其名曰蚊。知而呼、即不敢犯人也。一名熱肉。亦可呼也。又山精或如鼓赤色一足、名曰暉。又如人、長九尺、衣裳戴笠。名曰今累。又或如今龍而五色、赤角、名曰飛龍。見之、皆其名呼之、不敢為害也。」

03 ③

『抱朴子』内篇に曰く、「山精形すがたは小兒の如くして獨足、足は後を向き、來たりて人を犯すを喜ぶ。人山に入り夜に其の聲の咲語するを聞けば、其の名は蚊と曰ふ。知りて呼べば、即ち敢へて人を犯さざるなり。一名は熱肉といふ。亦た呼ぶべきなり。又た山精或いは鼓の赤色なるが如くして一足、名は暉と曰ふ。又た或いは人の如く、長九尺にして、裘を衣て笠を戴く。名は今累と曰ふ。又た或いは今の龍の如くして五色、赤角あり、名は飛龍と曰ふ。之を見るに、皆な其の名もて之を呼べば、敢へて害を為さざるなり。」と。

03 ④

(一) 『抱朴子』内篇・登涉篇・三〇三頁および三二七頁注〔三

二〕〔三三〕〔三四〕〔三七〕。

04 ①

山海經曰山精如人而有毛也

04 ②

『山海經』曰、「山精如人而有毛也。」

04 ③

『山海經』に曰く、「山精人の如くして毛有るなり。」と。

04 ④

(一) 『山海經』にこの文なし。『異苑』卷三・吳孫皓條に『山海經』云、山精如人而有毛。此蔣山精也。」とあり、『太平御覽』卷三九七・山部・山精も『異苑』同條を引く。

05 ①

水山之間見吏者名曰四激呼其名之則吉也 山中見吏君但聞聲不見形呼之不止者以白石擲之則息へ二云以葦為爰刺之即去入山中寅日有種虞吏者虎也稱當路君者狼也稱令長者老狸也卯日稱大夫者菟也稱東王父者藥也稱西王母者鹿也 辰日稱雨師者龍也稱河泊者魚也稱無腸公子者蟹也 巳日稱寡人者杜中虵也稱時君者龜也 午日稱三公者馬也稱仙人者老樹也 未日稱主人者羊也稱吏者鼈也 申日稱人君者猴也稱九卿者猿也

西日稱將軍者老雞也稱賊捕者雞也 戌日稱人姓字者犬也稱成陽公仲者狐也 亥日稱臣君者猪也稱婦人者金玉也 子日稱社君者鼠也稱神人者伏翼也 丑日稱書生者牛也知其物則不能為害也

05 ②

「水山之間、見吏者、名曰四激。呼其名之則吉也。」⁽¹⁾「山中見吏、若但聞聲不見形、呼之不止者、以白石擲之則息。へ二云、以葦爲笏、刺之、即去。」⁽²⁾「入山中、寅日有稱虞吏者虎也。稱當路君者狼也。稱令長者老狸也。卯日稱大夫者兔也。稱東王父者麋也。稱西王母者鹿也。辰日稱雨師者龍也。稱河伯者魚也。稱無腸公子者蟹也。巳日稱寡人者杜中虵也。稱時君者龜也。午日稱三公者馬也。稱仙人者老樹也。未日稱主人者羊也。稱吏者蠶也。申日稱人君者猴也。稱九卿者猿也。酉日稱將軍者老雞也。稱賊捕者雞也。戌日稱人姓字者犬也。稱成陽公仲者狐也。亥日稱臣君者猪也。稱婦人者金玉也。子日稱社君者鼠也。稱神人者伏翼也。丑日稱書生者牛也。知其物、則不能爲害也。」

05 ③

「水山の間、吏を見るは、名は四激と曰ふ。其の名を呼べば、之れ則ち吉なり。」⁽¹⁾と。「山中に吏を見る、若しくは但

だ聲を聞くのみにして形を見ず、之を呼びて止まざるは、白石を以て之に擲ぐれば則ち息む。へ一に云へらく、「葦を以て笏を爲り、之を刺せば、即ち去る。」⁽²⁾と。「山中に入り、寅日に虞吏を稱する者有れば虎なり。當路君を稱する者は狼なり。令長を稱する者は老狸なり。卯日に大夫を稱する者は菟なり。東王父を稱する者は麋なり。西王母を稱する者は鹿なり。辰日に雨師を稱する者は龍なり。河伯を稱する者は魚なり。無腸公子を稱する者は蟹なり。巳日に寡人を稱する者は杜中の虵なり。時君を稱する者は龜なり。午日に三公を稱する者は馬なり。仙人を稱する者は老樹なり。未日に主人を稱する者は羊なり。吏を稱する者は蠶なり。申日に人君を稱する者は猴なり。九卿を稱する者は猿なり。酉日に將軍を稱する者は老雞なり。賊捕を稱する者は雞なり。戌日に人の姓字を稱する者は犬なり。成陽公仲を稱する者は狐なり。亥日に臣君を稱する者は猪なり。婦人を稱する者は金玉なり。子日に社君を稱する者は鼠なり。神人を稱する者は伏翼なり。丑日に書生を稱する者は牛なり。其の物を知れば、則ち害を爲す能はざるなり。」⁽³⁾と。

「これまでの研究会での検討から、『天地瑞祥志』では「之」字は「是」字と通用される場合が多いことが分かっている

る。そのため、ここでも衍字とはせず、「之れ則ち」と読んでおく。以下同じ。

05④

(一) 『抱朴子』内篇・登涉篇・三〇四頁にほぼ同文がみえる。書名の脱落を疑う。

(二) 『抱朴子』内篇・登涉篇・三〇四頁。割注の内容は、『抱朴子』登涉篇では本文に作り、「一法以葦爲矛以刺之即吉。」とある。

(三) 『抱朴子』内篇・登涉篇・三〇四頁。本條、卯日「大夫は『抱朴子』は「丈人」に作り、また申日「猿」は「猿」に、酉日「稱賊捕者鷄也」は「稱賊捕者雉也」に、亥日「臣君」は「神君」に、それぞれ作る。

06①

白澤圖曰火之精名宋无忌持炬大家家人無故失火者以其名呼之著絳繒赤留項後一曰火之精名必方狀如鳥一足以其名呼之則去土之精名曰威羊其名呼之則去木之精名彭侯狀如黑狗无尾享而食之千載木其中有虫名曰賈詘狀如豕有兩頭享而食之物穴味

06②

『白澤圖』曰、「火之精、名宋无忌。持炬火。家人無故失火

者、以其名呼之。著絳繒、赤留項後。一曰、火之精、名必方。狀如鳥一足。以其名呼之則去。」「土之精、名曰威羊。其名呼之則去。」「木之精、名彭侯。狀如黑狗無尾。享而食之。」「千載木其中有蟲、名曰賈詘。狀如豕有兩頭。享而食之。物肉味。」

06③

『白澤圖』に曰く、「^(一)火の精、名は宋无忌といふ。炬火を持つ。家人故無く失火すれば、其の名を以て之を呼ぶ。絳き繒^(二)（束ねた羽）を著け、赤き留項後^(三)に在り。一に曰く、火の精、名は必方といふ。狀は鳥の一足なるが如し。其の名を以て之を呼べば則ち去る。」と。「^(四)土の精、名は威羊と曰ふ。其の名もて之を呼べば則ち去る。」と。「^(五)木の精、名は彭侯といふ。狀は黒き狗の尾無きが如し。享て之を食ふ。」と。「^(六)千載の木は其の中に蟲有り、名は賈詘と曰ふ。狀は豕の兩頭有るが如し。享て之を食へば、物肉の味あり。」

06④

(一) 拙稿『白澤圖』輯校』第5・11條、游氏輯本第29・30條。

「火之精名宋无忌」は『玉燭寶典』卷二、『藝文類聚』卷八〇・火部・火、『史記索隱』卷九・封禪書六、「一曰火之呼之則去」は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』

として引かれる。ただし「持拒大家く留在項後」の二十三字は他書に見えず。游氏輯本は理校により「拒大」を「炬火」と推定する。本稿ではこれを踏まえ、「炬火」（たいまつの火）とした。

(二) 拙稿『白澤圖』輯校』第38條、游氏輯本第31條。本條は他書に『白澤圖』の佚文としてみえない。あるいは、唐・陳藏器『本草拾遺』（宋・唐慎微『證類本草』卷五・玉石下品・陳藏器餘・諸水有毒）に「諸水有毒水府龍宮、不可觸犯。水中亦有赤脈、不可斷之。井水沸、不可食之。已上竝害人。東晉溫嶠以物照水爲神所怒。楚詞云鱗屋貝闕言河泊所居。國語云季桓子穿井獲土缶。仲尼曰水之怪魍魎、土之獷羊。水有脈及沸。竝見『白澤圖』。」とあるのは、本條を指した可能性もある。（拙稿『白澤圖』輯校』一〇二頁参照）。

(三) 拙稿『白澤圖』輯校』第2條、游氏輯本第27條。本條は現行二十卷本『搜神記』卷一八・第四一八條（同條は『太平廣記』卷四一五・草木部一〇等に『搜神記』として引かれる*王紹楹注参照）、『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。なお『天地瑞祥志』以外は、

いずれも「狗」を「狗」に作る。

(四) 拙稿『白澤圖』輯校』第12條、游氏輯本第51條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。「豕」は原字は「豕」に作る。游氏はこれを「豕」の異體字と見なし、「豚」に読み替える。おそらく「豕」などの字體を踏まえた判断だが、『法苑珠林』『太平御覽』は「豚」に作るから、妥當な判断である。ただ「豕」はむしろ「豕」に近く、これは「豕」の異體字でもある（臺灣教育部『異體字字典』「豕」字を参照）。尤も、用例は『龍龕手鑑』であり、唐代にこの異體字が用いられたかは不明。したがって、可能性は高くはないが、そもそも本文の「蟲有り」という字義をどう考えるかという問題もあり、念のため「豕」と読み「ながむし」や「胴の長いけもの」としても解しうる點を指摘しておきたい。

07
①

搜神記曰吳先主時陸敬升^{〔一〕}為建安郡使人伐大禪樹下數斧有血出樹斷有物面狗身從樹中出敬叔^{〔二〕}曰此名形侯乃食之味如狗也

「二」京大本原字は「升」の草書体「𪛗」に作る。おそらくは後出の「𪛗」の譌字。

「二」京大本原字は「叔」の異体字「𪛗」に作る。

07②

『搜神記』曰、「吳先主時、陸敬叔爲建安郡太守。使人伐大樟樹、下數斧、有血出。樹斷、有物人面狗身、從樹中出。敬叔曰、「此名形侯。」乃食之味如狗也。」

07③

『搜神記』に曰く、「吳の先主の時、陸敬叔建安郡太守爲りしに、人をして大樟樹を伐らしむ。下すこと數斧にして、血の出づること有り。樹斷たれて、物の人面狗身なる有り、樹中從り出づ。敬叔曰く、「此の名形侯なり。」と。乃ち之を食ふに味狗の如きなり。」と。

07④

(一) 現行二十卷本『搜神記』卷一八・第四一八條(同條は『太平廣記』卷四一五・草木部一〇等に『搜神記』として引かれる*玉紹楹注参照)。「此名形侯」は『搜神記』は「此名彭侯」に作る。なお右の記事にはみえないが、『搜神記』では、本條末に『白澤圖』を引く(拙稿『白澤圖』

輯校」第2條参照)。

08①

玄中記曰千歲樹爲青羊万歲樹爲牛。多出遊人間也昔秦始皇時南山有梓樹大數百圍始皇伐之天輒大風雨。飛沙石人皆病走有一人不能去夜聞鬼來問樹言奈何秦王天下凶暴相伐不止子不困耶樹曰來即作風雨鬼曰秦皇使三百人被髮以赤糸繞樹而伐即聞病人告秦皇。伐之斷中有一青牛出走入河至桓帝出遊河上有一青牛從河中出湯帝大尉何公時爲殿中將軍為人勇力往還之牛以手挽牛左足脫遂煞牛也(守曰青牛之士此始也來之也)

08②

『玄中記』曰、「千歲樹爲青羊、萬歲樹爲青牛。牛多出遊人間也。」昔秦始皇時、南山有梓樹、大數百圍。始皇伐之、天輒大風雨(□)飛沙石、人皆疾走。有一人不能去、夜聞鬼來問樹。言、「奈何、秦王天下凶暴、相伐不止。子不困耶。」樹曰、「來即作風雨。」鬼曰、「秦皇使三百人被髮、以赤絲繞樹而伐。」聞即病人告秦皇。皇伐之。斷中有一青牛、出走入河。「至桓帝、出遊河上、有一青牛、從河中出。湯帝。大尉何公、時爲殿中將軍、爲人勇力、往還之牛、以手挽牛左足脫、遂殺牛也。」守曰、「青牛之士此始也。(來)之也。」

08③

『玄中記』に曰く、「千歳(一)の樹青羊と爲り、萬歳の樹青牛と爲る。牛多く人間に出遊するなり。」と。「昔秦始皇の時、南山に梓樹有り、大なること數百圍。始皇之を伐らんとするに、天輒ち大いに風雨ありて沙石を飛ばせば、人皆な疾走す。一人の去る能はざるもの有り、夜鬼の來たりて樹に問ふを聞く。言へらく、『奈何せん、秦王天下の凶暴なり、相ひ伐りて止まず。子困ぜざるや。』と。樹曰く、『來たれば即ち風雨を作さん。』と。鬼曰く、『秦皇三百人をして被髮して赤絲を以て樹に繞めぐらして伐らしむるは。』と。聞きて即ち病人秦皇に告ぐ。皇之を伐る。斷つるの中に一青牛有り、出でて走り河に入る。」と。「桓帝(二)に至り、河の上に出遊するに、一青牛有り、河の中從り出でて帝を蕩うごかす。大尉何公、時に殿中將軍爲りて、人と爲り勇力なり。往還するの牛、手を以て牛の左足を挽きて脱し、遂に牛を殺すなり。へ守曰く、「青牛の土此より始まるなり。之れなり。」と。

08④

(一)魯迅『古小説鈎沈』所輯『玄中記』第四三條。本條は『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に當該箇所全文を引く。

そのほか、初句「千歳樹爲青羊」は『太平御覽』卷九〇二・獸部・羊、次句「萬歳樹爲青牛」は『藝文類聚』卷九

四・獸部中・牛、『初學記』卷二九・獸部・牛、『太平御覽』卷九〇〇・獸部一二・牛下、『白孔六帖』卷九六・牛、初句・次句が『藝文類聚』卷八八・木部上・木、『法苑珠林』卷二八・神異篇第二〇・感應緣にそれぞれ引かれる。『藝文類聚』卷八八・『法苑珠林』卷二八は「千歳……」句の前に「百歳之樹其汁赤如血」とあり。

(二)魯迅『古小説鈎沈』所輯『玄中記』第四五條。本條は『太平御覽』卷六八〇・儀式部・旄頭、同卷九五八・木部七・梓、『法苑珠林』卷六六く六七・怨苦篇七七・感應緣、『北堂書鈔』卷一三〇・髦頭七に『玄中記』として引かれるが、如上の佚文と比べて字句の異同や節略がみえる。例えば、『法苑珠林』には「秦始皇時、終南山有梓樹、大數百圍、蔭宮中。始皇惡之、興兵伐之。天輒大風雨飛沙石、人皆疾走。至夜、瘡皆合。有一人中風雨、傷蹇不能去、留宿。夜間有鬼來問樹、言、『秦王凶暴相伐、得不困耶。』樹曰、『來即作風雨擊之、其奈吾何。』又曰、『秦王使三百人被頭以赤絲繞樹伐、汝得無敗乎。』樹寔然無聲。病人報秦王、案言伐之。樹斷、中有一青牛出、逐之、走入河。於是秦王立旄頭騎。」とある。

(三)魯迅『古小説鈎沈』所輯『玄中記』第四四條。本條は『北

堂書鈔』卷六四・驍騎將軍一一三、『太平御覽』卷二二九・職官部三七・殿中將軍、同卷九〇〇・獸部一二・牛下にそれぞれ『玄中記』として引かれるが、如上の佚文と比べて字句の異同や節略がみえる。例えば『太平御覽』卷二二九には「漢桓帝時、出遊河上。忽有一青牛、從河中出、直走盪桓帝。邊人皆走。太尉何公爲殿中將軍、有勇力、輒走逆之。牛見公往乃反走還河。未下河、公及牛、乃以手拔牛左足脫、以右手持斧斫牛頭、殺之。此青牛者是萬年木精也。」とあり、特に傍線部は『天地瑞祥志』ではかなり節略されており、そのままでは理解が難しくなっている。

* 『古小説鉤沈』所輯『玄中記』は以上の内容を三條の佚文に分ける。これは佚文が個別に引かれて残ることに據ると思われる。對して、『天地瑞祥志』では三條が一つの文脈で引かれており、三條が一段の内容であった可能性も窺える。そのため、注釋をつける便宜上「」で三つに區切りはしたが、訓讀では敢えて繋げて讀むこととした。始皇帝のとき黄河に逃げた樹精が、漢の桓帝のときにまだ黄河に棲みついでおり現れたというのは、説話としても面白い。

09 ①

抱朴子曰大樹能語言者非樹語其精名曰雲陽呼名之則去也

09 ②

『抱朴子』曰、「大樹能語言者、非樹語。其精名曰雲陽。呼

名之則去也。」

09 ③

『抱朴子』に曰く、「大樹の能く語言するは、樹語るに非ず。」

09 ④

其の精名は雲陽と曰ふ。名を呼べば之れ則ち去るなり。」と。

(一) 『抱朴子』内篇・登涉篇・三〇四頁。『抱朴子』は「則去」

を「則吉」に作る。

* 以下10〜14は書名を缺くものの、『抱朴子』及び類書等に引かれる『白澤圖』『玄中記』に同じ内容がみえる。このことから、おそらく書名を脱落したものと考えられる。

10 ①

金之精名倉嗒状如象居人家使不宜妻呼名之則去

10 ②

「金之精、名倉嗒。状如象、居人家、使不宜妻。呼名之則去。」

10③

「金の精、名は倉嚙といふ。状は豕の如く、人家に居り、妻に宜からざらしむ。名を呼べば之れ則ち去る。」と。

10④

(一) 拙稿『白澤圖』「輯校」第15條、游氏輯本第25條。本條は書名はないが、『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精、『太平御覽』卷八一・珍寶部一〇・金下)などに『白澤圖』として引かれる。なお『太平御覽』卷八一のみ「白鼠、以黃昏時見於丘陵之間、視所出入、中有金。」の句に接續する。游氏は白鼠の前に「一云名」の三字が脱落している可能性を指摘する。ただし『太平御覽』卷九一・獸部二三に引く『地鏡圖』に「青玉之像爲女人、黃金之見、爲火及白鼠」などとあることから見て、この箇所は精の姿を指すものとも考えられる。したがって、「一云名」はむしろ「一云」とすべきか。なお『事類賦注』卷九・寶貨部・金賦「入夜方驚於白鼠」句注引『白澤圖』は「白鼠以」以下のみを載せる。

11①

又金精爲車馬銅精爲僮奴鉛錫精爲老婦

11②

「又金精爲車馬、銅精爲僮奴、鉛錫精爲老婦。」

11③

(一) 又た金の精車馬と爲り、銅の精僮奴と爲り、鉛錫の精老婦と爲る。」と。

11④

(一) 魯迅『古小説鈎沈』所輯『玄中記』第六一條。本條は書名はないが、諸書に『玄中記』として引かれる。全文は『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に「玉精爲白虎、金精爲車馬、銅精爲僮奴、鉛錫爲老婦」とあり、次句のみは同卷八一三・珍寶部十二・銅に「銅之精爲童奴」とあり、三句のみは同卷八一二・珍寶部十一・鉛に「鉛錫之精爲老婢」、同卷九一二・獸部二十四・狸に「鉛錫之精爲狐狸」、『廣韻』卷五・上聲・錫二三に「鉛錫之精爲婢」とある。いずれも『玄中記』からの引用。

12①

又絶水有金精名侯伯状如人長五尺五綵衣呼則得

12②

「又絶水有金、精名侯伯。状如人、长五尺五綵衣。呼則得。」

12 ③

「又た絶えたる水に金有れば、精名は侯伯といふ。状は人の如く、長五尺、五綵衣なり。呼べば則ち得。」と。

12 ④

(一)拙稿『白澤圖』輯校』第25條、游氏輯本第26條。本條

は書名はないが、『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。「呼則得」は『法苑珠林』『太平御覽』いづれも「以其名呼之則去」に作る。

13 ①

山中夜見胡人者銅鐵精也〈秦人謂之百俄木也〉

13 ②

「山中夜見胡人者銅鐵精也。〈秦人謂之百俄木也。〉」

13 ③

「山中に夜に胡人を見るは銅鐵の精なり。〈秦人は之を百俄木と謂ふなり。〉」と。

13 ④

(一)本條は書名はないが、『抱朴子』内篇・登涉篇・三〇四頁

にみえる。なお『抱朴子』には本條に續けて「見秦一人」

者、百歳木之精。勿怪之、竝不能爲害。」とあり、右の割

注に近い字句がみえる。したがって、割注はこの個所が

訛傳した可能性もある。

14 ①

銀精名曰网〔一〕象状如小兒赤目黑色大耳長爪以索縛之則得大水若折財赤生精黃羊状如黄牛而逆鱗呼名之則去 水石精名慶忌状如人乘車蓋呼則入水取魚又石精状駕九頭取麦置石臼舂三日三夜焦則已也王精名岱委状如美女青衣以桃戈刺之呼名則得〔二〕又玉精白虎為〔三〕夜行見女子戴燭行入石之中則有玉也 左右有山石水生其間水出流千歲不絶其精名曰善〔四〕状如小兒黑色其呼之使取飲食故池之精名意状如象呼之則去精名疾状如嬰兒一足見呼無害故澤之精名冤其状如虵一身兩頭五采文呼之可使取金銀井精名必状如穴犬五斤享而食之

〔一〕京大本原字は「岡」に作る。「网」の譌字。

〔二〕傍書「本作若」

14 ②

〔銀精、名曰罔象。状如小兒、赤目黑色、大耳長爪。以索縛

之則得。」大水若折財赤生精、黃羊、狀如黃牛而逆鱗。呼名之則去。」水石精、名慶忌。狀如人、乘車蓋。呼則入水取魚。」又石精、狀駕九頭。取麥置石臼、舂三日三夜、焦則已也。」玉精名岱委。狀如美女青衣。以桃戈刺之、呼名則得。又玉精爲白虎。夜行見女子戴燭行、入石之中、則有玉也。」左右有山石、水生其間、水出流千歲不絕、其精名曰善。狀如小兒黑色。其呼之使取飲食。」故池之精、名意。狀如豕。呼之則去。」精名疾。狀如嬰兒一足。見呼無害。」故澤之精、名冤。其狀如蛇一身兩頭五采文。呼之可使取金銀。」井精名必。狀如犬、肉五斤、享而食之。」

14③

〔一〕銀の精、名は罔象と曰ふ。狀は小兒の如く、赤日黑色にして、大耳長爪あり。索を以て之を縛れば則ち得。」大水折財の若く赤ければ精を生じ、黃羊といふ、狀は黃牛の如くして逆鱗あり。名を呼べば之れ則ち去る。」水石の精、名は慶忌といふ。狀は人の如くして、車蓋に乗る。呼べば則ち水に入りて魚を取る。」又石精、狀は九頭を駕するがごとし。麥を取りて石臼に置き、舂くこと三日三夜、焦がせば則ち已むなり。」玉精名は岱委といふ。狀は美女の青衣なるが如し。桃の戈を以て之を刺し、名を呼べば則ち得。

〔又た玉精白虎と爲る。〕夜行きて女子の燭を戴き行くを見るに、石の中に入れば、則ち玉有るなり。」左右に山石有り、水其の間に生じ、水出でて流ること千歲絶えざれば、其の精名は善と曰ふ。狀は小兒の黑色なるが如し。其し之を呼べば飲食を取らしむ。」故池の精、名は意といふ。狀は豕の如し。之を呼べば則ち去る。」精名は疾といふ。狀は嬰兒の一足なるが如し。見て呼べば害無し。」故澤の精、名は冤といふ。其の狀は蛇の如く一身兩頭にして五采文あり。之を呼べば金銀を取らしむべし。」井の精名は必といふ。狀は犬の如く、肉五斤、享て之を食ふ。」

14④

本條以下は、書名はないものの、諸書に『白澤圖』として引かれる條が多い。また、全體的に形式も統一されており、對應する佚文のない條も含めて、『白澤圖』からの引用である可能性は高いと思われる。

〔一〕拙稿『白澤圖』輯校』第16條、游氏輯本第28條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精にいずれも『白澤圖』として引く。また『法苑珠林』『太平御覽』は、いずれも「水之精」とし、末尾に「烹之吉」の三字あり。

(二)本條は他の類書にみえない。前後から考えて『白澤圖』の佚文の可能性が高い。「折財」については、恐らく誤字と思われるが、不詳。

(三)拙稿『白澤圖』輯校』第29條、游氏輯本第4條。ただしかつて拙稿では、對應條は後述16①④(一二)『白澤圖』佚文「故川石精、名慶忌。……」と見なした。游氏も體例上は『抱朴子』云……に繋がると考えつつも、内容の類似から『白澤圖』の佚文と見なすようである。いま改めて検討してみると、『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣に引く『白澤圖』に「故水石者精名慶忌。狀如人乘車蓋。一日馳千里。以其名呼之、則可使入水取魚。」とあり、また『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精もほぼ同じ『白澤圖』の佚文を引く。この點から見て、本條は『白澤圖』の佚文である可能性が高い。一方で、後述の16④(一二)は『管子』水地篇の文に近く、あるいはこちらの書名が誤り、もしくは『白澤圖』からの引用の中に『管子』の文章が紛れた可能性もある。

(四)當該箇所は他の類書に『白澤圖』からの引用として見えず。ただし、「石精」は張良に兵書を授けたという「黃石公」(『史記』卷五五・留侯世家)に代表されるように、

人々に廣く浸透していたと思われる。『白澤圖』と同時期の道教經典『女青鬼律』にも「石精之鬼名聰肉子(聰於中反)」とある。

(五)拙稿『白澤圖』輯校』第7・14條、游氏輯本第32條。本條は『藝文類聚』卷八三・寶玉上・玉、『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。また『太平御覽』卷八〇五・珍寶部四・玉下は「白玉圖」として本條を引く。ただし、『藝文類聚』および『太平御覽』にのみ「夜行見女(子)戴燭(行者、潛從其所亡則)入石、石中有玉也。」(一)内は御覽のみにみえる字句)の句がみえる。そのほか、割注は『玄中記』に據ったものか(前出11④(一二)を参照)。

(六)拙稿『白澤圖』輯校』第27條、游氏輯本第45條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法苑珠林』『太平御覽』はいずれも精名を「喜」に作る。

(七)拙稿『白澤圖』輯校』第23條、游氏輯本第2條。本條は、『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれ

る。『法苑珠林』は、「故池」を「故白」に作る。

- (八) 當該箇所は他の類書に『白澤圖』からの引用として見えず。臺灣國家圖書館所藏『禮緯含文嘉』精魅篇に「大石精、一足小兒、名是。見之、呼名、不爲害。」とあるのが、比較的近いか（拙稿『《禮緯含文嘉》精魅篇の辟邪思想與鬼神觀』『復旦學報（社會科學版）』二〇一四年・第五期・一三頁②参照）。

- (九) 拙稿『白澤圖』輯校』第18條、游氏輯本第22條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精にいずれも『白澤圖』として引かれる。『太平御覽』は「故澤」を「古宅」に作り、「名曰揮文。又曰山冕。」と述べる。『法苑珠林』も精名を「冕」とする。大正新脩大藏經本『法苑珠林』は、「冕」の異體字「寃」に作るが、これは『天地瑞祥志』が「寃」に作るのに近い。實際「冕」の異體字を「寃」で作る例もある（臺灣教育部『異體字字典』「冕」参照）。

- (一〇) 當該箇所は他の類書に『白澤圖』からの引用として見えず。『白澤圖』佚文としては、「故井故淵之精」や「井神」がみえるが、精名や姿、特徴など全く異なる（拙稿『白澤圖』輯校』第24條、游氏輯本第12條）。

* 以下、卷末まで『白澤圖』からの引用と思われる。ただし、あまりに長いたため、全體を二分割して提示する。

15
①

白澤圖曰室之精名緩龍狀如小兒長一尺四寸黑衣赤憤大冠帶劍持戟其名呼之則去也夜見堂下有小兒被髮走名曰溝其名呼無咎也 廁之精名曰倚底青衣時白杖其名呼無害不呼則死也 百年廁精名旗得狀如人惡聞人音故至廁而咳也築室三年不居其精忽名長七尺見者有福也一云小兒長三尺而無髮見則掩鼻見之有福也故戶精名其狀如人見人則伏捺匕^{〔一〕}呼之取鼠 古門之精名曰野狀如未儒見人則拜其名呼宜飲食也又一名屯門狀如菌无手足呼則去 古臺屋之精名曰両^{〔二〕}貴狀如赤狗其名呼使人目明也 古溷之精名曰卑狀如美女而時鏡呼之使人知愧也 古癩^{〔三〕}丘墓之精名曰元狀老役青衣而捺杵好舂其名呼之使人宜禾穀也 丘墓之精名曰狼鬼與人鬪不休為桃弓棘矢羽以鷄羽以射之鬼化為颺風脫履投之不能化也故道住之精名曰忌狀如野人行歌呼之使人不迷也故迺^{〔四〕}之精名跋如大夫青衣大耳呼之使人宜君將^{〔一〕}京大本原字は「匕」（「々」と同じ意味の記號）とも取れるが、ここでは「匕」と見なす。

〔二〕京大本原字は「**姿**」に作る。「**両**」の草書。

〔三〕京大本原字は「**瘵**」とあり、「**瘵**」の草書にも見えるが、意味が通じないため、「**瘵**」の草書「**瘵**」が崩れたものと判断した。

〔四〕京大本原字は「**迳**」に作るが、不詳。尊經閣本原字は芳を「**手**」に作り、「**迳**」か「**廷**」(廷の異體字)に近い。字義を勘案して後者を取っておく。

15②

『白澤圖』曰、「室之精、名緩龍。狀如小兒、長一尺四寸、黑衣赤幘大冠、帶劔持戟。其名呼之則去也。」「夜見堂下有小兒被髮走。名曰溝。其名呼無咎也。」「廁之精、名曰倚底。青衣持白杖。其名呼、無害。不呼則死也。」「百年廁精、名旗得。狀如人。惡聞人音、故至廁而咳也。」「築室三年不居、其精名忽。長七尺。見者有福也。一云、小兒長三尺而無髮。見則掩鼻。見之有福也。」「故戸精、名其。狀如人。見人則伏。操ヒ呼之、取鼠。」「古門之精、名曰野。狀如朱儒。見人則拜。其名呼、宜飲食也。又一名屯門。狀如菌、无手足。呼則去。」「古臺屋之精、名曰兩貴。狀如赤狗。其名呼、使人目明也。」「古溷之精、名曰卑。狀如美女而持鏡。呼之、使人知愧也。」「古瘵丘墓之精、名曰元。狀老役。青衣而操杵、好春。其名呼之、使人宜

禾穀也。」「丘墓之精、名曰狼鬼。與人鬪不休。爲桃弓棘矢、羽以鷄羽、以射之、鬼化爲颺風。脱履投之、不能化也。」「故道住徑之精、名曰忌。狀如野人。行歌。呼之、使人不迷也。」「故廷之精、名跋。如大夫、青衣大耳。呼之、使人宜君將。」

15③

『白澤圖』に曰く、「室の精、名は緩龍といふ。狀は小兒の如く、長一尺四寸、黑衣・赤幘・大冠にして、劔を帶ビ戟を持つ。其の名もて之を呼べば則ち去るなり。」と。「夜に堂下に小兒有りて、被髮にして走るを見る。名は溝と曰ふ。其の名もて呼べば咎無きなり。」と。「廁の精、名は倚底と曰ふ。青衣にして白杖を持つ。其の名もて呼べば、害無し。呼ばずんば則ち死するなり。」と。「百年の廁精、名は旗得といふ。狀は人の如し。人の音を聞くを惡む、故に廁に至りて咳するなり。」と。「室を築きて三年居らず、其の精名は忽といふ。長七尺なり。見る者は福有るなり。一に云へらく、小兒の長三尺にして無髮あり。見れば則ち鼻を掩ふ。之を見れば福有るなり。」と。「故き戸の精、名は其といふ。狀は人の如し。人を見れば則ち伏す。ヒを操リ之を呼べば、鼠を取らしむ。」と。「古き門の精、名は野と曰ふ。狀は朱儒の如し。人を見れば則ち拜す。其の名もて呼べば、飲食に宜しきなり。又た

一名は屯門といふ。狀は菌の如く、手足無し。呼べば則ち去る。」と。「古き臺屋の精、名は兩貴と曰ふ。狀は赤狗の如し。其の名もて呼べば、人をして目明きならしむるなり。」と。「古き^(八)溷^{かわや}の精、名は卑と曰ふ。狀は美女の如くして鏡を持つ。之を呼べば、人をして愧を知らしむるなり。」と。「古き癩^(九)せらるる丘墓の精、名は元と曰ふ。狀は老いたる役のごとし。青衣にして杵を操り、春^{うす}づくことを好む。其の名もて之を呼べば、人をして禾穀に宜からしむるなり。」と。「丘墓の精、名は狼鬼と曰ふ。人と鬪ひて休^やまず。桃弓・棘矢を爲^{つく}り、羽つけるに鵝^{とび}の羽を以てし、以て之を射れば、鬼化して颺風と爲る。履を脱ぎて之に投ずれば、化する能はざるなり。」と。「故き道^{みち}徑^ちの精、名は忌と曰ふ。狀は野人の如し。行きて歌ふ。之を呼べば、人をして迷はざらしむるなり。」と。「故^(三)き^(三)廷^わの精、名は跋といふ。大夫の如く、青衣にして大いなる耳あり。之を呼べば、人をして君將に宜しからしむ。」と。

15④

(一) 拙稿『白澤圖』輯校』第32條、游氏輯本第17條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法

苑珠林』は「緩龍」を「孫龍」に、『太平御覽』は「倭龍」に作る。

(二) 拙稿『白澤圖』輯校』第35條、游氏輯本第46條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法苑珠林』『太平御覽』はいずれも「被髮走」の下に「勿惡之」の三字あり。

(三) 拙稿『白澤圖』輯校』第4條、游氏輯本第34條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。また『玉燭寶典』卷一は「廁神名依衣」のみを引く。『法苑珠林』は精名を「名曰倚衣」(「衣」は下文に掛かるか)とし、また『太平御覽』は「名曰依倚」に作る。

(四) 拙稿『白澤圖』輯校』第39條、游氏輯本第35條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(五) 拙稿『白澤圖』輯校』第(8)・9・10條、游氏輯本第47・(48)・49條(「」は類型の條)。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣に『白澤圖』として引かれる。また、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精には「二云」以下のみが引かれる。

(六) 拙稿『白澤圖』輯校』第40條、游氏輯本第9條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(七) 拙稿『白澤圖』輯校』第17・31條、游氏輯本第13・16條。

本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。ただし『法苑珠林』『太平御覽』は別條に作る。「二云」以下は『法苑珠林』は「故市之精名曰門其狀如圍……」(*大正藏本「故市之精名曰門其狀如困……」)に作り、『太平御覽』は「故市之精名曰毛門其狀如困……」に作る。

(八) 拙稿『白澤圖』輯校』第26條、游氏輯本第18條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。

(九) 拙稿『白澤圖』輯校』第37條、游氏輯本第10條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法苑珠林』は、「使人知愧也」を「知愧則去」に作り、文意が異なる。

(一〇) 拙稿『白澤圖』輯校』第19條、游氏輯本第8條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷

八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法苑珠林』は精名を「無」に作り、『太平御覽』は「元」に作る。

(一) 拙稿『白澤圖』輯校』第30條、游氏輯本第38條。本條

は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。

(二) 拙稿『白澤圖』輯校』第20條、游氏輯本第7條。本條

は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。

(三) 拙稿『白澤圖』輯校』第41條、游氏輯本第19條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

16
①

故車之精名曼堅狀如輻車見傷人目其名呼之不傷人目其名呼之不傷人目也故櫛三年其精名哀形狀如人黑頭有角犬耳无一手足呼名之不傷人千歲之道生跌狀如野女而黑色以呼之則去道之精名作池狀如大夫差眩人呼之則去衢之精名翹狀如孺^二子呼之則去平街北里精名剽狀如人一尺髮至地呼之則去故街精名狄狀如嬰兒見人展其一足而抱盼呼之則去不成澗之精名公耳如菟登人屋上逢鼓視之見則可得 故軍精名疑^三父如狗長尾呼之則

去故道故市之所聚□精名兢狀如役夫呼之則去使不或三軍所戰
精名賔兩狀如人頭赤耳呼之則去 故川石精名慶忌狀如人長四
寸□衣黃衣冠黃蓋乘小馬如疾馳以其名呼之可使千里一日往反
也在旱故山精名揮轉狀如鼓呼之取禽獸 故墉之精名輓狀如鼠
赤市之精名祛狀如狄白耳呼之使人宜賈市故竈之精名隗狀如美
女好逃人食呼之必有與人日中天地之精氣其狀如竈赤色差以酒
灌之則可得_レ而食之使人神也

「一」原字は「鴆」に作るが、「孺」の異体字「鴆」がやや壊
れた形か。

「二」原字は「毘」に作る。「疑」の異体字。

16②

「故車之精、名曼堅。狀如輻車。見、傷人目。其名呼之、不
傷人目。(其名呼之不傷人目也)」「故櫛三年、其精名哀形。狀
如人、黑頭有角犬耳、無手一足。呼名(之)不傷人。」「千歲
之道生跌。狀如野女而黑色。以呼之則去。」「道之精、名作池。
狀如大夫、善眩人。呼之則去。」「衢之精、名翹。狀如孺子。呼
之則去。」「平街北里精、名剽。狀如人、一尺、髮至地。呼之則
去。」「故街精、名狄。狀如嬰兒。見人展其一足而抱斫。呼之
則去。」「不成澗之精、名公耳。如菟。登人屋上逢鼓視之。見
則可得。」「故軍精、名疑父。如狗、長尾。呼之則去。」「故道故

市之所聚□精、名兢。狀如役夫。呼之則去、使不或。」「三軍所
戰精、名賔兩。狀如人頭、赤耳。呼之則去。」「故川石精、名慶
忌。狀如人、長四寸□。衣黃衣、冠黃冠、戴黃蓋、乘小馬如疾
馳。以其名呼之、可使千里一日往反也。」「在旱故山精、名揮
轉。狀如鼓。呼之取禽獸。」「故墉之精、名輓。狀如鼠赤。」「市
之精、名祛。狀如狄白耳。呼之、使人宜賈市。」「故竈之精、名
隗。狀如美女。好逃人食。呼之必有與人。」「日中天地之精氣、
其狀如竈赤色。若以酒灌之、則可得。得而食之、使人神也。」「

16③

「故き車の精、名は曼堅といふ。狀は輻車おんしゃの如し。見あらわるれ
ば、人の目を傷なふ。其の名もて之を呼べば、人の目を傷な
はず。」と。「故き櫛三年にして、其の精あり、名は哀形とい
ふ。狀は人の如く、黑頭にして角・犬の耳有り、手無く一足な
り。名を呼べば人を傷なはず。」と。「千歲の道跌を生ず。狀
は野女の如くして黑色なり。以て之を呼べば則ち去る。」と。
「道(四)の精、名は作池といふ。狀は大夫の如く、善く人を眩まどは
す。之を呼べば則ち去る。」と。「衢(五)の精、名は翹といふ。狀は
孺子の如し。之を呼べば則ち去る。」と。「平街北里の精、名
は剽といふ。狀は人の如く、一尺にして、髮は地に至る。之
を呼べば則ち去る。」と。「故き街の精、名は狄といふ。狀は

嬰兒の如し。人を見れば其の一足を展べて抱へ眈ぶ。之を呼ばば則ち去る。」と。(八)「潤を成さざるの精、名は公耳といふ。菟の如し。人屋の上に登りて鼓に逢へば之を視る。見るれば則ち得べし。」と。(九)「故き軍の精、名は疑父といふ。狗の如くして、長き尾あり。之を呼ばば則ち去る。」と。(一〇)「故き道・故き市の聚口する所の精、名は兢といふ。状は役夫の如し。之を呼ばば則ち去り、或はざらしむ。」と。(一一)「三軍の戦ふ所の精、名は賓兩といふ。状は人の頭の如く、赤き耳あり。之を呼ばば則ち去る。」と。(一二)「故き川石の精、名は慶忌といふ。状は人の如くして、長四寸口なり。黄衣を衣、黄冠を冠り、黄蓋を戴き、小さき馬に乗りて疾馳するが如し。其の名を以て之を呼ばば、千里一日にして往反せしむべきなり。」と。(一三)「早に在る故き山の精、名は揮轉といふ。状は鼓の如し。之を呼ばば禽獸を取らしむ。」と。(一四)「故き壙の精、名は輶といふ。状は鼠の赤きが如し。」と。(一五)「市の精、名は祛といふ。状は狄の如くして白き耳あり。之を呼ばば、人をして賈市に宜しからしむ。」と。(一六)「故き竈の精、名は隗といふ。状は美女の如し。好く人の食より逃る。之を呼ばば必ず人に與ふること有り。」と。(一七)「日中天地の精氣、其の狀竈の如くして赤色。若し酒を以て之

に灌げば、則ち得べし。得て之を食へば、人をして神ならしむるなり。」と。

16④

- (一) 拙稿『白澤圖』輯校』第21條、游氏輯本第1條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法苑珠林』『太平御覽』は精名を「寧野」に作る。
- (二) 拙稿『白澤圖』輯校』第42條、游氏輯本第15條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。「櫛」は不詳。
- (三) 拙稿『白澤圖』輯校』第43條、游氏輯本第50條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。
- (四) 拙稿『白澤圖』輯校』第22條、游氏輯本第37條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法苑珠林』は精名を「作器」に作る。
- (五) 拙稿『白澤圖』輯校』第44條、游氏輯本第39條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。
- (六) 拙稿『白澤圖』輯校』第45條、游氏輯本第41條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(七) 拙稿『白澤圖』輯校 第46條、游氏輯本第11條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(八) 拙稿『白澤圖』輯校 第47條、游氏輯本第33條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(九) 拙稿『白澤圖』輯校 第48條、游氏輯本第5條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(一〇) 拙稿『白澤圖』輯校 第49條、游氏輯本第6條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(一一) 拙稿『白澤圖』輯校 第28條、游氏輯本第42條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法苑珠林』『太平御覽』は精名を「賓滿」、「赤耳」を「赤目」に作り、またその下に「見人則轉」の四字あり。

(一二) 拙稿『白澤圖』輯校 第29條、游氏輯本第4條。本條は『法苑珠林』卷四五・審察篇四三・感應緣、『太平御覽』卷八八六・妖異部二・精に『白澤圖』として引かれる。『法苑珠林』『太平御覽』は冒頭を「故水石者精名慶忌」「故水精忌」にそれぞれ作る。また前出の14④(三)の内容とも通じる。ただし、姿に關する記述などは『管子』水地篇に「慶忌者、其狀若人、其長四寸、衣黃衣、冠黃冠、

戴黃蓋、乘小馬、好疾馳。以其名呼之、可使千里外一日反報。此涸澤之精也。」とあるのに近い。

(一三) 拙稿『白澤圖』輯校 第50條、游氏輯本第23條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(一四) 拙稿『白澤圖』輯校 第51條、游氏輯本第20條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(一五) 拙稿『白澤圖』輯校 第52條、游氏輯本第36條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(一六) 拙稿『白澤圖』輯校 第53條、游氏輯本第21條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。

(一七) 拙稿『白澤圖』輯校 第54條、游氏輯本第21條。本條は『天地瑞祥志』にのみみえる。なお游氏は(一六)と(一七)を一條とみなすが、本稿では、別條とみなしておきたい。游氏は「差」を理校により「若」に改める。いまこれに従う。

〔附記〕本稿佐野担当部分は、公益財団法人豊秋奨学会研究助成金の、佐々木担当部分は、科学研究費補助金(特別研究員奨励費)課題番号1581002900に關連する成果の一部である。